

6 7 8 9 10
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



特109
905

森 五六編

訂改教練の指針 上卷

正

15. 4. 16

内交

名古屋偕行社發行

序

國民の資質向上を目的とする學校教練も其緒に就き逐日試練の期に入りつゝあり而して熱心なる學校當事者の指導と激勵たる意氣を有する生徒諸子の奮勵とは必ずや所期の效果を齎すべきことを確信し爲邦家欣快措く能はさるものあり

然れども學校に於ける教練配當時間と教官助教の數に想到せば其訓練の困難なるは勿論軍隊に比し其の教育の方法に著しく逕庭あるを以て學校教練

は其目的に鑑み教育手段方法の考案に深甚の注意を加へ之か選擇を誤らざるを要す而して其主眼とする所は「配當時間の經濟的使用」と「末節を捨てゝ大本に就く」に在り

本書は實に此二大要求の下に森中佐に嘱して編纂せられたるものにして廣汎なる軍事關係書中生徒に必要なる事項を摘錄取捨し所要の説明を加へたるものなり近時坊間に發賣せらるゝ軍事参考書尙からずと雖も多くは必任義務の徵兵を本位とする記述に非んは匿名士の編纂にして進て生徒諸子に推奨するに躊躇するものなり

編者森中佐は今回東北帝國大學の服務を命ぜられたる人にして軍事學の造詣特に深く竊に本書の誇とする所なり

生徒諸子は本書の使用に依りて自習の便と教官説明の補足とを得可く繁忙なる學業の餘暇尙能く軍事智識の梗概を修得すべし又一面改正に續くに改訂を經たる陸軍諸典令範諸條規の最新正鵠の抜萃たると輕重取捨宜しきを得たるとの點に於て教官研究の好伴侶たるを失はず則ち本書は權威ある學

校教練の手引として普く其活用を慾懃するものなり
終に臨み編者森中佐の勞に對し深厚なる謝意と敬意とを表す

大正十四年八月

陸軍中將 井上幾太郎

例　　言

本書は愛知縣學校當局者の希望に基き中等學校以上に於ける教練教科書の意味を以て編纂を命ぜられ執筆したるものなれども編者不敏殊に此種編纂業務に経験なく或は當路の要望に適せざるなきや疑惧に堪へざる所なり

本書の編纂に方り學校に於ける教練振作の趣旨に鑑み勉めて軍事本位に偏するを避け學生生徒の履修すへき教練諸課目の目的精神を闡明するに力を

注き研鑽自修の資に供するを主とせり從て内容の整理に於ては陸軍現行の典令範の編纂形式に拘泥することなく専ら學校に於ける實施の便宜に従ひ諸課目を按配排列し特に重要と認むる課目に就ては細部の要領を詳述するに勉めたり又學生生徒の實行體驗に重きを置きて記述したるを以て一般軍事智識の養成に資すへき所謂學科に屬する事項は實施に直接關係を有し且實施の目的精神を明かにするに必要なる事項の外之を省略せり

本書は本年九月の新學期迄に配本し得んかため編纂を急きたる結果旗信號測圖等の教材を網羅するを得さりしは遺憾とする所なり又編纂上梓を急きたる結果脱漏誤謬なきを保し難きは衷心の苦痛とする所なるも諸彦の忌憚なき批評に依り増補改訂を加へ完成を將來に期せんとす

大正十四年七月二十日

編者 陸軍歩兵中佐 森 五六 識

明治二十九年二月廿日

改版増補の辭　正六

改版増補の辭

編者曩に命を承け本書を執筆するや固より其器に
あらざるを以て此意義ある事業を完成し当事者の
要望に副ふるを得るや否や疑悞に堪へざる處なり
き然るに上梓發刊せらるゝや意外の好評を博する
を得たるは望外の光榮たると共に亦責任の重大な
るを感じずんばあらず茲に新學年の用に供せんが
ため改訂を加へて初版の欠陥を補正すると共に輿
望に従ひ旗信號測圖に關する教材を増補する事と

せり若し夫れ今回改版増補に依り完成の途に一步を進むるを得ば幸甚之に過ぎず

大正十五年二月十六日

編者 陸軍歩兵中佐 森 五六識

一〇

訂改教練の指針 上巻

目次

學校に於ける教練の意義	一
教練の輪廓と其内容	一八
第一編 各個教練・部隊教練及射撃	
第一章 各個及部隊教練の總説	二一
第二章 各 個 教 練	二五
第一節 通 説	二五
第二節 服裝の端正と著裝の確實	二七
第三節 徒手各個教練	三〇
不動の姿勢	三一

舉手注目の敬禮.....

三

右(左)向、半右(左)向.....

三四

後向.....

三六

折數、伏臥.....

三七

行進の總説及速歩.....

三九

速步行進間の動作.....

四二

駆歩及駆步行進間の動作.....

四三

第四節 執銃各個教練

兵器の尊重.....

四五

三八式歩兵銃の構造の概要及各部の名稱並に手入法.....

四七

立銃に於ける不動の姿勢.....

五五

右(左)向、半右(左)向、後向.....

五七

銃の操法.....

五八

持銃.....

六〇

着剣及脱剣.....
行進.....

六四

執銃行進間の敬禮.....

六六

彈薬の装填及抽出.....

六七

射擊.....

六八

通說.....

七一

射擊に關する定説.....

七六

射擊の姿勢.....

九二

立射.....

九四

伏射.....

九六

膝射.....

九九

逆射.....

一〇六

射擊の實施、中止及終止.....

一〇四

第五節 射擊豫行演習

通說.....

一〇六

照 擊 鋼 準 發	一〇九
照尺の用法及照準點の選定	一一六
地形地物を利用して行ふ射擊	一二三
突 撃	二五
地形地物を利用して行ふ射擊	二八
突 撃	四九
第三章 部隊教練	五三
第一節 通 説	五三
第二節 編 成	五六
第三節 密集教練と疎開教練	六一
第四節 分隊教練	六八
密 集 合 及 解 散	六八
密 集 集	六八
整 頓	六九
整 頓	七〇

部隊停止間の敬禮	一七三
右左(向)及後向	一七五
反銃及解銃	一七六
行 進	一七九
部隊行進間の敬禮	一八三
途 步	一八三
方 向 變 換	一八六
隊 形 變 換	一八八
射擊及彈藥の装填、抽出	一八九
突 撃	一九一
疎 開	一九二
疎開戰闘法の本義	一九二
散兵の心得及動作	一〇三
散開前戰場に於ける分隊の運動	一一一
散開の方法	一一二

散開せる分隊の運動	一一六
散開せる分隊の射撃	一二四
散開せる分隊の突撃	一三五
散開隊形より密集隊形に集合又は併合	一四〇
分隊戦闘指揮の心得	一四一

第五節 小隊教練

通密	一四三
密	一四三
疏	一四八
接敵運動	一四五
火線の構成	一五五
火線の運動及射撃	一五七
援隊	一六三
小隊の突撃	一六六
小隊戦闘指揮の心得	一七二

第六節 中隊教練

通密	一七七
密	一七七
隊形	一七九
集合及解散	一八〇
整頓	一八二
行進	一八二
方向變換	一八三
隊形變換	一八四
射擊及彈藥の装填・抽出	一八五
突擊	一八六
閱兵式及分列式	一八七
疎開	一八九
攻撃	一九〇
運動	一九〇

展開及運動	二九四
豫備隊	三〇五
突撃	三〇八
防禦	三一四
追撃	三一七
却却	三二〇
戦闘後の集合及戦闘の併合	三二三
第四章 夜間に於ける各個教練	三三三
第一節 夜間に於ける部隊教練	三三六
第二節 夜間に於ける各個教練	三四〇
第五章 狹窄射擊及實包射擊	三四八
第一節 狹窄射擊	三四九
第二節 實包射擊	三五一
第六章 距離測量	三五八

第二編 陣中勤務

第一章 總說	三六四
第二章 用語の注意	三六八
第三章 捜索と警戒	三七二
第四章 捜索の概要	三七四
第五章 斥候	三七八
第六章 警戒	四〇〇
第一節 通説	四〇〇
第二節 行軍間に於ける警戒の概要	四〇三
第三節 連絡兵	四一二
第四節 駐軍間に於ける警戒の概要	四五
第五節 前哨本隊及前哨中隊	四二〇
第六節 小説	四二二

第七節 步 哨	四二八
第八節 斥候及巡察	四三九
第九節 戰闘間に於ける警戒の概要	四四一
第十節 上空に對する警戒	四四三
第七章 通信の傳達法	四四五
第八章 行 軍	四五〇
第九章 宿 營	四五七
第二編 指揮法及教育法の一部(助教助手)	四七五
第一章 總 説	四九〇
第二章 指 挥 法	五〇三
第三章 助教助手の動作	
第四編 演習に關する心得	

附 圖

- 第一 散開戰鬪法及疎開戰鬪法對照圖
- 第二 步兵中隊陣地占領の一例
- 第三 小哨配置の報告の一例
- 第四 二縱隊となり前進する師團戰備行軍の一例

訂改

教練の指針 上巻

学校に於ける教練の意義

此度青少年訓練實施の先驅として、中等學校以上に現役將校が配屬せられて、此等の學校に於て行ふ教練の實施に膺る事となつた。將來は勿論全國の青少年一般に此種の訓練を及ぼされる事となるのであらうが、中等學校以上の學生生徒たる諸子は、義務教育を済ませた後に於ても尙修學を續け、或は更に高等の教育を受け得る身の幸福を深く感謝せらるゝと共に、御影で大勢の者に先て特別の訓練を受け、延て男子の最も尊重すべき兵役義務にも特典を蒙り、一日も早く自己の目的に邁進する事が出来る、云ふ、重ね重ねの幸福をしみじみ感得せられて、最も熱心に最も誠實に教練に從事し國家、社會、家庭から受くる恩寵に酬ひねばならぬと信ずる。

學校に於ける教練の意義は大正十四年四月十三日文部省訓令第五號に明示せられて居る、今之を引用しながら所要の解説を加へ學生生徒諸子の教練に對する覺悟を固からしめたい。

文部省訓令第五號

今般勅令第百三十五號ヲ以テ陸軍現役將校學校配屬令ヲ定メラレ 文部省令ヲ以テ陸軍現役將校配屬令施行規程ヲ公布セリ
國民ノ心身ヲ健全ニ發達セシメテ其ノ資質ヲ向上セシメ以テ國力ヲ増進シ國運ノ隆昌ヲ圖ルハ内外現時ノ情勢ニ鑑ミ最モ喫緊ノ一要務タリ而シテ其ノ目的ノ達成ハ主トシテ之ヲ教育ノ効果ニ待タサルヘカラス故ヲ以テ明治維新以來教育ノ制度ヲ定ムルヤ思テ此ニ致シテ施設經營シ明治十九年教育法令ヲ改正スルニ當リ特ニ學校ニ於テ兵式體操ヲ課スルコトセリ當時一般學校ニ於テ教師モ生徒モ熱心ニ事ニ此ニ從ヒタレハ其ノ教育ノ實績ヲ進メタル功顯著ナルモノアリタリ然ルニ時勢ノ變遷ニ伴ヒ學校ニ於ケル兵式體操モ動モスレハ當初ノ精神ト乖離シ

徒ニ形式ニ流レテ其眞體ヲ失ハムトスル傾向ナキニアラス是ニ於テ大ニ之ヲ振作シテ體育ヲ促進スルト共ニ德育ヲ裨補シ併セテ國防能力ノ增進ヲ圖ルノ必要朝野ニ論議セラルニ至レリ翻ツテ世界ノ大勢ヲ察スルニ大戰以來歐米諸國ニ於テハ國民訓練又ハ軍事豫備教育ト稱スルモノ著シク發達シ之ニ依リテ質實剛健ノ士風ヲ振起シ社會民心ヲ善導シ且國民ノ間ニ國防思想ヲ普及セシメムコトヲ期セリ我カ國ハ列強ニ先チテ學校教育ニ兵式體操ヲ加へ國民訓練ノ實ヲ示シタルニ拘ラス近時却テ彼ニ一籌ヲ輸スルノ情態ニ在ルハ頗ル遺憾トスル所ナリ

近頃歐米諸國を周遊した人々は悉く彼國に於て行はる、一般軍事教練の盛況を傳へて驚異の眼を睜て居る、誠に其通である、英米兩國は平時の傭兵制度から戰時の國民皆兵制度に移る準備として、佛國は人口の減少より来る軍備上の欠陥と現役在營年限の短縮に伴ふ不利とを補ふため、獨乙にありては平和條約に因る無軍備情態の危險を隱密に裨補するため、體操の名稱に匿れて各國夫れ夫れ所謂軍事豫備教育を勵行して居る、其

四

他伊國は勿論勞農露國も其他の歐洲小邦皆然りであ、此の如き軍事教練の盛況は世界大戰の苦き經驗に依る直接の刺戟に基くものであるが、我邦の學校に於ける教練は文部訓令にもある通、今から四十年前明治維新の後二十年を出てすして創始せられ實に列強に先つ事遠き過去に於て獨創せられたるものである。然も其精神は軍事に偏した窮屈なものでなく、實に國民資質の向上を目的とした誠に崇高な課業たるのである。然るに近來教練の實施が稍形式に流れ初めの眞精神に適はない様になつたのは文部當局の慨嘆せらるゝ通であつて昔兵式體操の名の下に最も熱心誠實に實行せられた先輩に對し甚だ濟まない譯である。

今度學校に於ける教練の振作に就て文部省訓令には次の如く陳へてある。
内外ノ情勢右ニ述ベタルガ如シ當局ニ於テハ夙ニ學校ニ於ケル教練ヲ一層振作スルノ方針ヲ定メ之ガ爲ニハ現役將校ヲシテ其指導ノ任ニ當ラシムルコトノ有効ナルヲ認メ之ガ實行方法等ニ就キテ考究ヲ重ネタル結果今般其ノ實現ヲ見ルニ至レリ

- 抑々學校ニ於テ教練ヲ課スルノ目的ハ學生生徒ノ心身ヲ鍛練シテ其ノ資質ヲ向上セシムルニ在リ換言スレハ（以下訓令所說ノ事項ヲ便宜上
1 國家的觀念ヲ明徴ニシテ獻身奉仕ノ精神ヲ振起ス
2 自主自立ノ習慣ヲ馴致ス
3 責任ヲ盡シ規律ヲ重ンシ節制ヲ守リ協同ヲ尚ヒ且命令ニ服從スルノ氣風ヲ作興ス
4 身體ヲ強壯ニス
5 志氣ヲ鼓舞シ更ニ堅忍敢爲ノ精神ヲ涵養ス

而シテ之ガ勵行ニ依リテ國防能力ヲ增進セシムルノ結果ヲ生スルハ論
ヲ須タス（以下略ス）

以下數頁を割いて文部當局が期待せらるゝ所に鑑み、教練ご以上諸德の關係を説明することも學生生徒諸子の自覺を促がす爲に徒爾であるまい。
1 抑も教練は其形を護國の爲にする軍隊教練に籍るものである、然し若し其形のみを籍りて其精神を閑却したならば虎を描て猫に類

するご齊しく近來の學校教練の不振を繰反へすに過ぎない、眞に教練の要諦に觸れて護國の精神に生くるならば、其形の整ふも亦自然であつて國家的觀念が躍如たるに相違ない。

近來國際主義なる觀念が熾になつて來て人類平和の爲に盡そつて云ふ思想が湧いて來たこゝは結構である、然しながら今一足飛に從來の國家の對立から國際主義の理想に到達することが可能であらう乎、否な現代に於ては人種、言語、風俗、習慣殊に歴史を異にする各種民族が洋を東西に隔て氣候、風土、天產物を異にする陸上に住む以上、相團結して各々國家を形成するは當然のことであつて將來に於ても此國家の對立が解除せらるるものとは想像が出來ない。國家の對立がある以上國民が一致團結して其富強を圖るの必要は論議の餘地がない、富強なる國家の庇護下に個人生活の安全が保障せられ、社會の福祉は増進せらるるのである、又國家の富強に依て國際間に重きをなし他國の横暴を許さざることが

現代に於ける國際協調の途である、世界に冠絶せる萬世一系の皇室を奉戴し三千年來の光榮無比の歴史を有する我國民は一致團結國家の富強を圖るべきである。

教練は護國の精神を基調として行ふべきであるから、此間國家的觀念は不知不識の間に涵養せらるべく、國家の使命を意識するならば從て獻身奉仕の精神を振起するに至るべきである。之れ文部當局が教練を以て「國家的觀念ヲ明徴ニシテ獻身奉仕ノ精神ヲ振起スル」良法なりと認められた所以なりと信する。今や世俗一般に一己の利を追ふに汲々として獻身奉仕の念動々もすれば銷磨せられんとする傾向あるこき、國家的觀念を明徴にするは緊要無二のことである、教練に從事する間常に心を茲に存すべきである²自主自立の習慣は身を立て家を起し國家の富強を圖る基礎である由來我國民は摸倣に巧なるも獨創發明の能力に乏しきは周知の事實である、此欠點も畢竟自主自立の精神に乏しきの致す所である

まい乎。現時の戦闘では科學の進歩に基き各種新兵器の現出に依て其方法頗る複雑多岐となつて居り、又人智の進歩に伴ふて眞に理解ある勇氣の發露が戰場に躍如たるものがある、從て此の如く嶄新奇抜の兵器を用ふる沈勇の敵に對しては一兵卒も雖戰場に於て「工夫ヲ積ミ創意ニ勉ムル」こそが肝要である、今日の軍隊教練は此處に著眼して大に獨創を獎勵して居て、世間に往々誤解がある如く軍紀の桎梏の下に人間を偶像視し又は機械視する様なこゝが絶対にない、各人が全智全能を揮て工夫獨創し最後の勝利を護ることを獎勵し練成して居る、從て學生生徒諸子は教練間此創意工夫の試練を受くるのである。

又之を小にして自分の身廻りを自身で片附ける習慣は極めて必要で、乃ち勤勉力行の良習規律節制の基礎も之から生れるのである。今日學校の躰は皆此點に意が用ひてあり、又心ある家庭では富豪で人手に不足なくとも幼少の時から身廻を自分で處置する様に躰

けらるるものであるが、教練に於ける服裝の整備諸資材の準備及格納殊に教練後に於ける兵器の手入等に自主自立の良習に慣らすものであるから、此心持で奮て手入整頓をして若い者に有勝な放埒を避くることが肝要である。

3 真の國民的一致團結は國民各自が各々有形無形の責任を重んじ各々其本分を盡すに依て堅實を期し得るものである、凡そ西洋道德は日本の如く温情恩の麗はしい點に乏しいが、之に代はるに權利と義務の對立が徹底して居る。此頃我邦では權利を主張する欲求は強いが義務を盡す觀念が甚だ弱い、之では我邦固有の美德を捨てて西洋道徳の弱點を取り入るこことなり、國民精神を破壊するものであつて、責任觀念の喚起、義務心の振興は急務中の急務である。教練に於ては第一戰闘教練として劍電彈雨の裡、戰場に於ける國民としての責任觀念を喚起し義務心を發揮して最後の一
人となる迄奮戰力鬪するの魂を養ふことなり、第二陣中勤務

して搜索、警戒の練習を行ひ一斥候一步哨を雖も全軍の安危、否
な國家の隆替を双肩に擔ふべき貴重なる責務に服することを諒得
するは責任、義務の精神養成上有効である。凡そ教練に於て義務
を重んずる精神を協同一致の觀念を結び付けて「上下ヲ問ハズ各
々其職責ヲ重ンシ。一意任務ノ遂行ニ務ムルハ即協同一致ノ趣旨ニ
合スルモノトス」の精神を以て實施したならば自然に責任觀念の
養成となるのである。

規律を重んじ節制を守り、協同を尙ぶ習慣は團體生活の基礎で、
所謂共存共榮の最大要件である。何等特別の事情がないのに電車
汽車の乗降規律を輕んじ、節制を守らす、我勝に行動する爲、混
雜の時間の空費を來たし、不愉快と危險を釀しつゝあることは日
常見飽いて居る現象である。又協同を尙ぶの必要は、今更云ふ迄
もなく學生生徒諸子が平常趣味を以て行はるる競技で體驗せらる
る通である。

學校に於ける日常諸般の行動は皆此規律節制協同の良習養成の目
的に逸するものがないが、取譯教練では一舉一動集散離合皆厳格
なる規律、整然たる節制の下に協同動作をなさしむるものであつ
て、淺く考ふれば過酷の様であつても、其眞意を理解せば一舉手一
投足皆意義があり喜んで號令に従ひ命令に服すべきである。命令
に服従する云ふことは自主自立と矛盾するかの如く考へられぬ
でもない、然し一家の和樂團樂は家内中の者が家長の教訓を守り
其命令に従ふに依て求められ、一學校の聲價は校長の方針に遡ひ
孜々學業に勵むに依て揚かり、國家社會の安寧秩序は夫れ夫れ局
に膺る者の命令に服従するに依て保たれ、且能率が高まつて國家
の富強を致すのである。如何に自主自立とは云へ秩序を棄して迄
も許さるべきものでない、秩序を念頭に置かない時は自主自立に
あらずして不羈放縱に陥るものである。如何なる成立の國家にあり
ても命令には絶對の服従を要求して居る、共和國とは云へ米國、

佛國等の如き秩序ある國家は勿論であるが、世人から最も放縱なる如く考へられて居る勢農露國に在ても吾々から考へるに大分亂暴の命令に對し絶対の服従が要求せられてあり、之が違反者に對する制裁も最も峻厳である。之に依ても命令に服従することが國家の成立國民生活に必要であるかが解るであろう。學生生徒諸子は將來社會の中堅指導の階級となるべき人々で、自ら命令に服従すると共に、局に當て他人に服従せしむべき位置に立つべきものである。凡そ人を服従せしめんこせば自ら上長に服従して範を下に垂るるか要道である、然らば喜んで教師の教訓を迎へ、進んで上長の命令に服従すべきこそ、當然中の當然云ふべきである。教練に於ける規律的行動は一に嚴格なる命令服従に依て行はるべきものであつて、教練に任する教官は「軍紀ハ軍ノ命脈ニシテ其張弛ハ勝敗ノ由リテ岐ル所ナリ而して軍紀ノ要素ハ服従ニ在リ故ニ全軍ヲシテ至誠上長ニ服従シ其命令ヲ確守スルヲ以テ第二ノ

天性タラシメ所謂萬人ノ心ヲシテ一人ノ心ノ如クナラシムルヲ要ス」又は「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戰線幾十里ニ亘リ到ル處地形ト境遇トヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル幾萬ノ軍隊ヲシテ能ク一定ノ方針ニ從ヒ一致ノ運動ニ就カシメ所謂萬人ノ心ヲ以テ一人ノ心ノ如クナラシムルモノ即チ軍紀ナリ故ニ軍紀ハ上ミ將帥ヨリ下モ兵卒ニ至ルマテヲ一貫スル脈絡ニシテ其弛張ハ實ニ戰鬪ノ勝敗ヲ定メ軍ノ運命ヲ決スルモノナリ」を心こし教練に從事せらるるであろうが、之れ單に武器を執ての戰鬪に於けるのみならず、平時ひ、嚴格なる命令に對して服従の美德を表はすべきで、固より之意すべきは服従は面従父は盲従であつてはならぬこそである、何故に命令に服従せねばならぬかを十分に理解し自覺に依て衷心より發する誠意の發露でなければならぬ、魂の脱けて居る服従に依

て表面如何に立派に團體行動が取れたて之は生氣なき偶像の行列ご異らない、又服従は命令の辭句に表はれて居る所を満足せしむる丈では不十分である、能く命令の目的、精神を理解し、責任觀念に訴へ、辭句の盡し得ぬ處を積極的に補足する位の意氣込を以てすることが大切である、自覺に基き全智全能を盡して命令の精神目的を達する如く服従する所に服従の麗はしさが存し、又快感がある。

4 身體を強壯にする手段は教練に限るまい、普通體操や學生生徒諸子が好んで行はるる運動競技か寧ろ教練よりは一層有効であろう然しながら教練に就て實施する諸運動は有形上にしては國防の術を學ぶの實益を有し、無形上に於ては武技ご齊しく我生存を脅かす敵を眼前に描いて行ふものであるから趣味もあり、殊に山野を跋渉して行ふ演習に於ては、自ら求めても得難き豪壯味がある。從て實益ご趣味の二點に於て普通體操や運動競技ご差違なき効果

を收め得るものご信ずる。

5 以上述べたる如く教練に於ては賢確なる國家的觀念の下に最善最美の獻身奉仕の犠牲的精神を發揮し、自主自立の爽快なる意識を以て、責任を重んじ規律あり節制あり協同一致一絲紊れざる行動を執り、學生生徒諸子の自覺に基く理解ある服従の下に實益ご趣味を兼ねたる運動を實施するのであるから必ず生氣激動たる青年諸子の心の琴線に觸れ、妙音自ら發して志氣を鼓舞することは火を嗜るよりも瞭かである。又屢山野を跋渉して豪壯の氣を養ひ時として雨に浴し風に櫛り温醸せられたる家庭、閉塞せられたる學窓から離れて自然の天地に親むこころとなるのであるから、文部當局の所謂、堅忍敢爲の精神を涵養することとなり、前途多難を豫想せらるる我國家の前途に對し如何なる盤根錯節をも切開いて、我帝國の隆昌を圖り得べき人物を養成することになるものご確信する。

最後に文部當局は「之カ勵行ニ依リテ國防能力ヲ増進セシムルノ結果ヲ生スルハ論ヲ須タス」^ミ陳へられてあるが、學生生徒諸子にして文部省訓令の趣旨を遵守し熱心誠實に教練に從事せられたならば國防能力増進の量たる計り知るべからざるものがある、殊に我國民の國防上の資質として最大欠陥たる次の三點は全然除去せらるべき云ふて然るべしである。

一、規律節制の欠乏

二、體力の薄弱

三、軍事常識の欠如

尙文部省訓令中には陳へられてないが左の諸點に對して國民の資質を高め得るものである。

1 輕捷機敏ならしめ注意力を昂むること

平常校庭の教練では左程でもあるまいが、野外に出で戰鬪教練や搜索、警戒の演習でもするときは輕捷機敏に行動することを要求せらる。之が爲非常に興味を喚起し學生生徒諸子をして不知不

2 公私の別を明かにする良習を養ふこと

動々もすれば公私の區別を忘れ、寛くべき場合にも寛かす、嚴格なるべき場合にも緊張を欠く云ふことは日本國民殊に青少年に有勝な欠點である、教練では隊伍を解て休憩するときは教官と膝を交へて嬉戯談笑すべく、一旦號令の下に行動する中は一舉手一投足悉く嚴格なる規律の下に行ふのであり、机を並べて學ぶ同窓の友も順番に指揮官となり、列兵となり、命令服従の關係が生ずるのであるから、此微妙なる人生境遇の變化に應する寛嚴の機を會得することとなる。

3 指揮統御の能力を養成すること

社會に立ちて衆人を率ひる材幹を備ふることは有識者としての一要素である、學生生徒諸子が在學間に指揮統御の要領を學び出で、社會に立てば直に人を率ふるの能を備へて居ることは誠に望

ましき事である、學校に於て低學年から指揮法を學ぶこゝも此精神から出でて居り、教練間各級の指揮官となり又は教官の補助者の如くして教育に膺ることは誠に得難い指揮統御の演練である。此して職責を盡す最大要素たること云ふ迄もない。

教練の輪廓と其内容

教練の教材は孰れも前に述べた諸徳の涵養に適し且簡易に修め得る如く選ばれてある、教練に於て修得すべき事項は次の通である。

- 一、各個教練
- 二、部隊教練
- 三、射撃
- 四、指揮法
- 五、陣中勤務

六、旗信號

七、距離測量

八、測圖

九、軍事講話(此内には高等専門學校以上に於ては初級戰術の研究が含められてゐる)

十、其の他兵器取扱保存法、衛生及救急法、結繩、手榴彈投擲法等がある、又大學では重要にして且趣味多き戰史の講義が加へられる。

以上の教材を軍事的に解説すれば次の通である。

- 一、歩兵の訓練事項の大部
- 二、初級の幹部として必要な事項
- 三、一般軍事常識

又右の修業事項を由て行ふべき軍事諸規定に照らして詳説すれば次の通である。

一、歩兵操典を基礎として行ふ紀律を練り且直接に戦闘の演練を目

的とする教練（此教練の意味は學校の教練とは違ふ戰闘の目的）

之に屬する教材は各個教練、部隊教練及指揮法の大部分である。

二、陣中要務令を基準として行ふ行軍、宿營、搜索、警戒等の演練、之に屬する教材は陣中勤務及指揮法の一部である。

三、歩兵射撃範囲に率由する武技の演練

之に屬する教材は射撃及距離測量である。

四、其他旗信号は歩兵通信範囲に従ひ測圖軍事講話は夫れ天れ教官が由るべき諸規定に基き實施せらるるものである。

右に掲げた操典、要務令、教範等は悉く 大元帥陛下的御裁可を経て軍令を以て發布せられてあるもので、未定稿として配賦せられたる操典草案等も配賦の前に、上間に達しある誠に神聖な經典と稱すべきものである。

操典、要務令及教範は總稱して典令範と稱へて居る、典令範を基礎として行ふが故に教練は軍事本位の如く感ぜられぬでもないが、前々からく

さく述ぶる様に教練は決して軍事本位でない、典令範を基礎として選ばれてある教材の全部は悉く一般國民の資質向上に必要なる諸德涵養の手段として適當なもののみで、教材選定の精神は決して軍事本位に捉はれて居らぬ之が例證を申せば銃剣術の如きも軍事本位から云へば大切な課目である、然し勇猛敢爲の氣象を練り身體を鍛へるには學生生徒諸子の正科とし、又科外として日常猛練習を行つて居らるる我國固有の劍道、柔道で十分であるから教練には銃剣術が教材として加へられて居らぬ如き之が實證である。

第一篇 各個教練、部隊教練及射撃

第一章 各個及部隊教練の總説

各個及部隊教練は學校に於ける教練中主要なものであつて歩兵操典に則て實施すべきものである、歩兵操典は各兵種の操典中最も重要で騎、砲、

歩兵の職能

工、輜重兵等他兵種操典の基準となるものである、蓋し歩兵は軍の主兵であつて其兵數も最も多く勝敗の決を直接に負擔するからである、歩兵操典草案綱領第一に「歩兵ハ戦闘ノ主兵トシテ戰^場ニ於テ常ニ主要ノ任務ヲ負擔シ戦闘ニ最終ノ決ラ與フルモノナリ 故ニ他兵種ノ協同動作ハ歩兵フシテ其任務ヲ達セシムルヲ主眼トシテ行ハルヲ通則トス、歩兵ノ本領ハ地形及時期ノ如何ヲ問ハス 戰闘ヲ實行シ得ルニ在リ 故ニ歩兵ハ縱ヒ他兵種ノ協同ヲ缺クコトアルモ自ラ能ク戦闘ヲ準備シ且之ヲ遂行セサルヘカラス」ミ實に現今の歩兵は其使用兵器として從來有して居つた小銃、銃剣の外、輕、重機關銃及平射、曲射の歩兵砲を有し其戦闘能力は著しく増進して居るのである。

歩兵操典は世界大戦の結果戦闘法に大革新を促がした爲目下試練時代として確定的のものとせよ臨時の草案となつて居る、乃ち現今歩兵訓練の規典は大正十二年一月十六日配賦の歩兵操典草案である、本書に於ては爾後是を「操典」ミ略稱する操典の内容は全般に通ずる綱領ミ、訓練の基準たるべき制式及法則ミ、更に戦闘に際し此制式及法則を應用する爲

歩兵操典の内容

に準繩たるべき原則^(◎)の三大區別になつて居る綱領には歩兵訓練の經典とも云ふべき精神的教訓の粹を擧げてある、其最終條たる第七に「戦闘ニ於テハ百事簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ラ期シ得ヘシ操典第一部ハ實ニ此趣旨ニ從ヒ少數單一ノ制式及主要ナル戦闘法則ヲ示セリ 故ニ此等ノ制式及法則ニ習熟シ第二部戦闘ノ原則ニ照ラシ能ク實際ニ應用スルヲ以テ操典ノ本旨トス」ミある、學生生徒諸子が學校の教練に於て修得すべき事項は實に操典第一部教練の題目の下に掲げられてある制式及法則であつて體に形を學ぶを以て足れりミせず、制式及法則の生れ來つた理由ミ其眞精神を充分に理解して是を實行し表はさねばならぬ、本書の主要なる目的も諸制式及法則の目的及精神を明かにするにある、尙操典には第三部ミして敬禮及觀兵の制式等が定めてある是亦學生生徒諸子の修むべき一科目である。教練は各個たるご部隊を以てするを問はず、操典第一部の冒頭に掲げられてある次の如き精神を以て實施せられねばならぬ。

教練ノ目的ハ指揮官及兵卒ヲ訓練シテ諸制式及戦闘ノ諸法則ニ習熟セシムルト

同時ニ軍紀嚴正ニシテ精神鞏固ナル軍隊ヲ練成シ以テ戰鬪百般ノ要求ニ適應セシムルニ在リ動作ノ熟達、武技ノ巧妙固ヨリ可ナリト雖精神充實セサルトキハ實戰ニ於テ其ノ眞價ヲ發揮シ難シ故ニ教練ヲ實施スルニ方リテハ常ニ思ヲ實戰ニ致シ能ク軍人ノ本分ヲ自覺シ服從ノ本義ニ基キ誠意奮勵スルコト緊要ナリ

操典第三

操典の制式及法則には戰鬪の要求に従ひ訓練の目的に應し輕重があるのは勿論各制式、各法則中にも自ら主客の部分がある能く是を判別して其本末を誤らざることに留意せねばならぬ、而して此判別は教官が意を用ひて指導せらるゝであらうが本書では特に此點に注意してある、教練は順序を逐ひ簡より繁に入り決して速成を求むべきでない、是が實施に方つては常に熱心懇切事に従ひ且些末の事も雖苟も紀律を素る様なものは是を等閑にするを許さない、又教練の課目は適當に是を變換し其時間方法は被教育者、能力殊に體力、適する如く定むべきであるが、課目を變換すること早きに過ぎ事物に飽く惡習を生ずることを戒めねばならぬ、凡そ實戰では過劇の行動は勿論長時間同一の動作を連續施行することが

あるから教練も亦此要求に適應せしめねばならんからである。此最後の點は學生生徒諸子に大分苦痛の種となるかも知れぬが、其理由を克く理解したならば禪家の所謂「心頭を滅却すれば火も亦涼し」の域に入り苦痛も苦痛とはなるまい。

第一章 各個教練

第一節 通 説

各個教練の目的は被教育者をして諸制式に熟せしむるゝ同時に、精神を鍛ひ規律を練り部隊教練の確乎たる基礎を作るに在る。從て最も嚴格に寸毫の間違も假借せぬ様に實施すべきである、凡そ各個教練に於て感染した弊習は常に固著して是を除去することは難く、各個教練の不完全は部隊教練に於て是を補ふことも困難である。

軍隊に於ては入營當初の各個教練に最も重きを置くが其目的は右に陳する所に依て明かであらう、最も嚴正綿密に行ふ各個の教育は兵卒に上官

云ふものは部下の一舉一動、如何に微細な點でも閑却しない云ふ感應を與へ、上官の威望を暗示することになるから軍紀の養成上最も有効なのである。

各個教練の制式中で不動の姿勢、速歩の歩調等戦闘動作に縁遠い課目に重きを置くを迂愚と考ふる者がないでもなかろうが、之が一知半解の徒々云ふて過言であるまい、軍隊に於て此等に重きを置くは蓋し軍紀養成上頗る有効な手段であるからである、凡そ軍紀の養成手段には二方面がある、盡忠報國至誠に訴へ衷心より發する崇高なる義務心に依り自覺に基く服従を求むることが其一であつて、第二は形を以て心を責め所謂「居は心を移す」理法に遡り外から服従心を注ぎ込む方法である。其一の方法は理想であつて之に依て築かれた軍紀は最も鞏固で千萬人の心を驅て一の心となり一令の下水火をも辭せしめさらしむることが出来る。然し人情には弱點があつて理性のみに倚頼することが出来ない、容を以て心を責め習ひ性となつて本能的に服従心を發揮せしむることも一面に

於て極めて肝要である。由來獨逸軍は外形軍紀の嚴肅を以て有名であるが之に反して佛軍は國民の愛國心に倚頼して形式を軽んずる感がある。然し此佛軍すら大戰後、形を以て軍紀を練るの必要を唱導し勵行を期して居る、我國民は兎角規律節制の觀念に乏しく殊に近頃は誤解せる自由平等の思想から動もすれば放縱に流るゝ傾のある際であるから國家的觀念の充溢から發する規律節制の高唱と共に、形式に籍る方面にも力を用ひ兩全を期せねばならぬ。學生生徒諸君は教練に際し最も精神を緊張し嚴正確實に動作し規律節制の良習を第二の天性たらしむる心懸が大切である。

各個教練の實施に方て二人乃至四名位を一號令を以て同時に動作させることがある、然し之は教育上の便宜に依るもので各個人を個々に教育するのこそ其精神に於て變りがない。

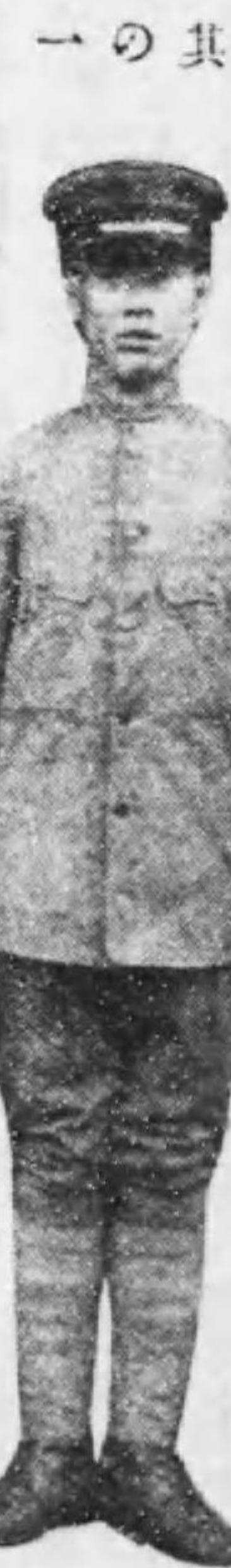
第二節 服装の端正と著装の確實

西洋の諺に「服装は其身を監視す」云ふことがある、學生生徒諸子も各所屬學校の制服制帽を着けて居るときは何なく心が引締まり青年血氣の人には勝な心猿意馬も制服の手綱に引留めらるゝ場合も少からぬであろう、凡そ規律節制の訓練に重點を置く教練に於ては服装の端正が總ての源であり基である、又如何に誠心誠意を込めて立派な姿勢を取ても服装が端正でなければ其外觀が崩れ如何にも不仕鱗の姿勢に見えるものである、次の挿圖第一に於て其一は立派な不動の姿勢であり其二も同じく立派な姿勢である、然し帽子が傾き、服に皺が寄り 鉗の列が一側に偏し、脚紺の穿き方が左右跛の爲甚だ不仕鱗に見えるじやないか。

服装は端正で外觀の整ふて居る丈では實用に適しない、例へば沓下の穿き方が悪く皺を延ばさずにつつたならば忽ち靴傷を生じて行軍力を失ふ卷脚紺の著け方が緩るくて行軍中に解けたならば一時列を離れて巻き直さねばならぬここになつて協同一致を破ることになる、若し戰場で之が爲に後れる様のことがあつたならば卑怯と誤解せられても已むを得ない

(挿圖第一)

服装姿勢の正しきもの



其の一



其の二

姿勢正しきも服装の正からざるもの

帶革の締め方が緩るかつたならば實彈の充實して居る彈薬盒で腰骨を壓迫せられて堪へられぬ苦痛を感じる、故に服裝は端正なると共に著裝を確實ならしむることが肝要である。

最後に誤解のないことを望むのは此處に於て述べた服裝の端正は立派な物、新しい物を著けよとの意味ではない、粗末でも又古いものでも差支ない唯繕ふべきを繕ひ學校の規定通正しくせよとの意味である、我軍隊では経費の都合上日常隨分ひい服を著けさせてあるが夫れでも著け方を正しくすれば外見上見苦しくない。

第三節 徒手各個教練

操典第二十に「徒手教練ハ執銃教練ノ準備ノ爲ニ行フヲ本旨トス故ニ多くの時間ヲ之ニ費スコトナク成ルベク速ニ執銃教練ニ移ラシムルコトニ留意スベシ」である、然し之は戰闘兵を作る目的とする軍隊教育に於てのことである、學校の教練では大に趣を異にし殊に中等學校の低學年

では専ら徒手教練を行ふことになつて居る、之は低學年の生徒諸子は体力上執銃教練に適せぬ關係もあるが文部省訓令に陳へられてある諸徳の養成は必しも執銃教練に待たすことも差支ないからである。固より徒手教練は執銃教練の準備に相違ないが、操典の文句を盾に取て徒手教練を輕視することは許されない、寧ろ徒手教練に力を用ひ之を立派に完成したならば兵役に就く際入營即日からも執銃教練が始められて操典の趣旨に適ふことが出来る。

不動の姿勢

不動の姿勢は教練に於ける基本の姿勢である、故に常に國民精神が内に充溢し、外嚴肅端正でなければならぬ。何故に基本の姿勢であるかと云ふに、無形上に於ては精神が完全に統一して一命の下本能的に行動に移るの準備に満ち、所謂獻身の赤誠服從心の権化であり、有形上に於ては進むも左右向も孰れも此姿勢からするからである、從て外容に表はれた

る所も嚴肅端正で、對する者自ら崇高の念に擊たるゝ程度になければならぬ。

以下不動の姿勢の形を説明するに方り教官ノ助教助手トシテ他人ノ姿勢シ點検矯正スルニ際シ本末ヲ悉ラス且周密ニシテ 線検矯正漏ノナイ様ニスル要領ヲ併セ令得サセル様ニ順序ヲ定メテ列記スル、其他ノ諸課目ノ説明モ同様デアル又號合ハ動作ヲ豫知セシムル豫合ト發動ヲ命ズル動合トニ別レル方以下豫合ハ行書テ書イテ動合ト區別スル。

十八 操典第二 號令 氣を著け

一、身體全體の調和ニ威厳に充ちたる落著が第一で泰山崩るゝも尚びくこもせぬ外容を備へ生々こした氣分が眼眸に輝て居るゝ事が肝要である、前から見た場合に頭の頂から胸の眞中を經て兩踵の接合部に繼いた線が正しい垂直線を描いて居らねばならぬ。

二、兩踵を一線上に揃へて之を著ける。

三、兩足は約六十度に開きて齊しく外に向く。

四、兩膝は凝らすして之を伸ばす。

五、上體は正しく腰の上に落ち著け且少しく前に傾くる。

六、兩肩は稍々後ろに引き一様に之を下げる。

七、兩臂は自然に垂れ掌を股に接し指は軽く伸ばして之を並べ中指を概ね袴の縫目に當てる。

八、頸及頭を真直に保つ。

九、口を閉つ、口は心の締を表はすものである。

十、兩眼は正しく之を開き前方を直視する、眼を動かす如きは精神の統一して居らぬ證據で最も戒めねばならぬ。

正しき不動の姿勢を前面から見た形は挿圖第一其一の通である。

不動の姿勢に在る時「休め」の號令があれば先づ左足を出し休憩する、爾後右か左の片足を舊の所に置き左か右か一方の足を前に出し其場に立ちて位置を變へぬやうにして休憩してよい、休憩中ニ雖許可なく話すことは禁ぜられて居る、此禁を破ることが兎角起り易い規律紊亂であるか

ら注意せねばならぬ。

三四

舉手注目の敬禮

學生生徒諸子の長上に對し又は僚友間に行ふ敬禮の形式は夫ノヽ學校で定められた通に行ふべきものであるが教練に於て教官に對して行ふ各個の敬禮は受禮者が武官であるから陸軍禮式に準して舉手注目をなすのが適當であらう、敬禮の練習は教練の範圍外であるやうに思はるゝがもさゝ教練の趣旨が規律節制の練磨服從心養成にあるのであるから、之を各個教練に加へて練習するのは意義のあることである。

敬禮は上長に對する尊崇服從の表現であり又僚友間に於ける友情の表徵である從て形の上に心の表情が表はれて居らねばならぬ、唯形式的に手を擧げる丈で精神の籠つて居らぬ敬禮は寧ろ非禮である。

敬禮は姿勢を正し右手を擧げ其の指を接して伸ばし食指と中指とを帽の庇の右側に當て掌を稍外方に向け肘を肩の方向で略其の高さと齊くし受

禮者の方に頭（要すれば頭に伴ふて上體も）を向け受禮者の眼に注目するのである、殊に大切なのは注目であつて眸の内に敬虔の念が燃える如行進間に敬禮をなすには姿勢正しき自然の歩法の儘頭を受禮者の方に向け舉手注目をするものである、正しい舉手注目の敬禮は挿圖第二の通りである。



右(左)向、半右(左)向

號令 右(左)向
或は半右(左)向

左足尖と右足尖を少し上げ左踵を軸として九十度或は四十五度右(左)に向き右踵を左踵に著けて同線上に揃へる。

後 向

號令 回はれ 右

三節に動作して後ろに向く乃ち第一右足を其方向に引き足尖を僅に左踵より離す、第二兩足尖を少し上げ兩踵を軸として後ろに回はる、第三右踵を左踵に引き著ける。

凡そ右(左)向、後向等は正しく且遲滞なく所望の方向に向くことが必要

である。

折敷、伏臥

折敷又は伏臥は戦場で敵眼敵弾を避ける爲に低い姿勢を取る練習である操典では執銃各個教練行進間の動作として演練することになつて居るが射撃の演習で最も重要な膝射又は伏射の姿勢の準備練習になるから學生々徒諸子は徒手を以ても實施することが適當である。

號令 折敷

頭は前方を見た儘左足を約半歩右足尖の前に足尖を僅に内にして踏み出す、之と同時に上體を半ば右に向け、次で右脚を曲げ其股を頭の向て居所で地に下ろし、左脚を立て両手は軽く握て右手を左股の上に左前臂を左膝の上に置く折敷から立つには「起て」の號令で臀を地から離し頭の

七十操典第五
七十四及第五
操典第五

向て居る方向に上體及下體を向けつゝ右足を左足に引き著け不動の姿勢に復する。

號令 伏せ ^{ふせ}

頭は前を見た儘左足を折敷と同様に踏み出し同時に上體を半ば右に向け次で右膝から逐次に地に著け左手を體の前に出して地に著け體を頭の向て居る方向に對し約三十度の角をなす様に伏臥し兩肘を地に著け之を支んとして胸を起し兩手は軽く握て胸の前に重ねて地上に置く。伏臥から立つには「起て」の號令で伏臥したとき概ね反対の順序で上體を起し左足を約一步前に踏み出し右足を左足に引き著け不動の姿勢に復する。

折敷及伏臥は共に敵前に於て行ふものであるから迅速機敏に實施せねばならぬ、又大切な射擊姿勢の基礎として練習するのであるから射擊姿勢の要求に適する如く整正であらねばならぬ、又永く此姿勢で居ることもあるから良く落著て且窮屈の感がないことが必要である、永く折敷又は

伏臥をさせる場合には其儘休憩されることがある。

行進の總説及速歩

行進には勇往邁進の氣概が表はれて居ることが肝要第一である、殊に速歩に於て然りである、抑も速歩の步調は昔、普魯西の英主「フレデリック」大王が其精兵を率ゐて中歐の天地を席捲した當時彈丸雨注、足許から立つ砂煙の裡に大地を踏み轟かし勇ましく整々堂々敵に向て猛進した勇壯な歩法に源を發して居る、近世の戰鬪では戰場に於ける歩調の意味は自然に失はれたけれども其精神は其形式と共に依然として繼承せられ、特に獨逸軍では訓練中に非常に重き意味を持つて居つたのである。歩調である、而して脚丈で歩む云ふ風でなく身體全體が各部調和して進むやうに外觀がなければならぬ、之が爲股の附根から歩を運び地に著いた方の片脚に體重が懸るやうに確實に地を踏み著ける、又上體の保ち方に

注意せねばならぬ。前に屈み腰が引けると威容を害するものである、尙が自然で勢よく且肘が折れぬこと等が大切である。各個教練で速歩行進に熟練したならば部隊教練に移て真に整々堂々たる運動が出来、協同一致の強味と快感とを得するに至るものである。

操典第三

速 步

速歩の一步の長さ及速度の基準は次の通りである。

一步の長さ 跛より踵まで七十五粁

速 度 一分間に百十四歩

然し中等學校低學年生徒諸子は體格の關係上必ず右の基準に拘泥する必要はあるまい。

號令 前へ 進め

左股を少しく上げ脚を前に出し右足から一步の長さの所に脚を伸ばし

踏み著け同時に概ね脰^{ひから}を伸ばし全く體の重みを之に移し、左足を踏み著くると同時に右足を地より離し左脚に就て述べたと同様に右脚を前に出して踏み著け行進を続ける行進間頭を真直に保ち兩臂を自然に振る足を地に踏み著くると同時に脰を伸ばすことは絶対の要求ではないが外觀上出来る丈伸ばすが良ろしい、身體の柔軟な青少年には決して因難でない。

行進間止る爲には「分隊 止れ」の號令で後の足を一步前に踏み出しこき下すものである。

速歩行進間行進を容易ならしむる爲歩調を止めさせる乃ち「歩調止め」の號令で正規の歩法を守ることなく速歩の歩長と速度にて姿勢を崩すことなく行進する、此際動もすれば氣が弛み姿勢全體が不仕鱗となり易いから引締めることが肝要である。

「歩調取れ」の號令で前に述べた正規の歩法に復する。

速歩行進間の動作

**操典第三
十五速歩
間の右向**

行進間の右(左)向は「右(左)向け前へ 進め」の號令で左(右)足を約半歩前に足尖を内にして踏み著け、體を右(左)方に向け右(左)足より新方向に行進する、動令は「右向け前へ」ならば右足の地に著かんことをさき、「左向け前へ」ならば左足の地に著かんことをさきに下すを通常とする。

**操典第三
十六斜行
進**

行進間斜の方向への前進は「右(左)向ご同要領で唯右(左)向に於ては九十度方向を換へる代に四十五度方向を換へるだけが違である、號令は「斜に右(左)へ 進め」であつて斜行進より初の前進方向への直行進に復するのも同じく「斜に右(左)へ 進め」である。

**操典第九
十八速歩
間の後向**

行進間の後向は操典では中隊教練の章に掲げてある、之は軍隊に於ては軽い課目であるから各個に練習する必要がないと云ふ意味からである、然し學校に於ける教練では其目的上各個に練習する必要があらう。

號令　廻はれ右前へ 進め

左足を約半歩前に足尖を内にして踏み出し兩足尖を軸にして百八十度右方に旋回し續いて行進する。

行進間に「折敷」又は「伏せ」をするには夫れ／＼號令に従ひ停止間に就て述べたご同一要領で迅速機敏に低い姿勢を取る。

駆歩及駆步行進間の動作

駆歩の一步の長さ及速度の基準は次の通である。
 一步の長さ　　踵より踵まで八十五粁
 速 度　　一分時間に約百七十歩

然し速歩同様中等學校低學年の生徒諸子は右の基準に拘泥する必要はあるまい。

號令　駆歩　進め

「駆歩」の豫令で両手を握り腰の高さに上げ肘を後ろにし「進め」の動

停止
駆歩より
速歩
駆歩より
操典第三
十九駆歩の諸動作
作

令で左脚を前に出す、其出し方は兩脚を少しく屈め僅に左股を上げ右足より約八十五度の所に踏み著け次に左脚と同法を以て右脚を前に出し常に體の重みを踏み著けたる足に移し兩肘を自然に振り行進を続ける。駆歩は永く續けても力めて疲勞を少からしむるやうに身體を窮屈にせず又疊等に躡いても轉ぶ事のないやうに確實に脚を運ぶ事が必要である。駆歩から止るには「今隊止れ」の號令で二歩前進した後、後の足を一步前に踏み出し次の足を引き著けて止り両手を下ろす。

駆歩から速歩に移るには「速歩進め」の號令に従て行ふ、此場合には二歩駆歩の儘前進した後速歩に移り両手を下ろし速歩で行進を続ける。駆歩行進間の諸動作は速歩行進の諸動作の要領に準して行ふものである、唯動令は速歩間の場合よりも通常一步前に下さる、丈か違ふ。

第四節 執銃各個教練

執銃各個教練は本來の各個教練と云ふべきもので、徒手各個教練は執銃

各個教練の準備たるに過ぎない、然し學校の教練では十分徒手各個教練に熟練してから執銃各個教練に移るのであるから、執銃の初めから立派に動作が出来る筈である。兎角銃を持つて銃に氣が奪はれて徒手で教へられた諸動作が崩れ易く、同じ事を繰返へして練習を遺り直さなければならぬ事も起るから注意を要する。

以下銃の取扱方及各部の名稱等は三八式歩兵銃に就て述べるが他の式の銃では夫れなく教官の指示に従て變へればよろしい、一般の要領は何式の銃でも概ね同一である。

兵器の尊重

我邦では昔から文字を大切にし、字の書いてある紙片等を粗末にせぬ事は學問尊重上意味の深いことで、誠に良い習慣である。之と同じく武器を大切にすることは武士道の美德で、武士の嗜として守られた所である。學生生徒諸子も學問の上達を希ふ爲書籍其他の學用品を大切にせらる、

ご齊しく、教練に使用する兵器を尊重することは文武併進の道である。抑も兵器は護國の寶正義の表徴である。我邦の最も貴重な寶である三種の神器の中にも剣がある、學校で使ふ銃は如何に舊式の者でも嘗て護國の任を盡した歴史ある貴重な紀念品である、況んや今度配給せらるゝ者は新式の軍用銃で一朝有事の秋戰場に使用すべきもの、唯平時教練の用に供せられ、其保護を學生生徒諸子に委せられて居るのである。之を愛護し其機能を完全に保持することは間接に國防の任を盡す道である、又兵器には主要な部分ご附屬品ごがある、主要な部分は何人でも大切にすることに異存がないが、動もすれば附屬品が粗末に扱はれる、附屬品ごて必要な物ばかりで之なくては主要部が十分の効をすることが出来ない例へば帶革がなければ剣を帶ぶることが出来ず、彈薬盒がなければ弾薬を携ふるに不便である、此等は皆革製品で革は我邦では國產品が大に不足し毎年原料ごし製品ごして數百萬圓の輸入をして居る、此等を粗末にすることとは忽ち國家の經濟に關係し殊に有事の日輸入の杜絶した場合の

ことを考ふれば大事の上にも大事にする習慣を養ふことが必要である。要するに兵器を大事にするることは教練の一要素で操典綱領第二にも此意味のことが力説してある、此の如く兵器を大事にするることは兼て公有物を大事にする公徳心養成の有効手段で殊に學校では一つの兵器を數人に使ふのであるから各自の使つた後は他人に迷惑を掛けぬやうに殊更大切にし、手入を十分にすることは責任觀念公徳心の好試練である。又兵器手入の爲豊富に布片や油類を用ふることは許されぬだらうが乏しい材料を以て完全に手入することは消費節約の活きた實行であり且戰時缺乏に堪のる好練習である。

三八式歩兵銃の構造の概要 及各部の名稱並に手入法

三八式歩兵銃は日露戰役中明治三十八年に制定せられた我軍の現用小銃

であつて其威力は列國現用の小銃ミ伯仲して居る三八式歩兵銃の寸度、重量の概要は次の通である。

全長（銃剣を除き約一米二八
銃剣を著け約一米六六

重量（銃剣を除き約四匁五〇〇
銃剣を著け約四匁五〇〇

三八式歩兵銃は口徑（中徑）六耗五、五連發式である、其各部を大別して構造の概要を述ぶれば次の通である。（挿圖第三參照）

一、銃身 外部に照準具たる照尺（照星）が附けてあつて銃腔には六條又は四條の螺旋形の腔綫が彫つてある。

二、銃尾機關 尾筒、遊底、彈倉及附隨品を云ふ。
1 尾筒は遊底並に彈倉及附隨品を容れる所で遊底抽子（尾筒より遊底防くもの）蹴子（發射後空薬莢を蹴り出すもの）逆鉤（引鐵と相俟て發射の器具にして且機關に座の入らぬための覆）より出來て居る圓筒には遊底を操作するために横桿が附けてある。

及引鐵（發射の）を附けてある。

2 遊底は圓筒（遊底の）擊盛（發射のたあ彈薬の雷管）擊盛（擊莢）發條（擊莢莢内に保持し出す）擊盛肝（擊莢を圓筒内に保持し且安全裝置にするもの）抽筒子（藥莢を抜き遊底蓋（尾筒に座の入らぬための覆）より出來て居る圓筒には遊底を操作するために横桿が附けてある。

3 彈倉は五發の彈薬が容れらるゝ函形のものであるが之が附隨品として彈薬を受ける受筒銀、彈薬を押し上げる彈倉發條、彈倉の底を蓋ふ彈倉底銀がある。以上の三附隨品は彈倉發條を以て結び付けられて居る。

三、銃床（銃の木部であつて銃身及尾筒の下半面を受ける部分を前床）云ひ、尾筒に接した比較的細い部分を銃把（云ひ射擊のこき右手を以て握る所である、又三角形の廣き部分を床尾（云ひ射擊のこき肩著を便にし反動を緩和する働きをするものである。

四、鉄練用心鐵（引鐵を保護するもの）木皮（握る便に供するもの）壠杖（銃腔に入用ふる）及上帶（じょうたいかない）下帶、諸螺子等銃の各部の結合に供せらるゝ部分品の總稱である。

五、其他屬品として銃口蓋（銃口に嵌めて銃腔に塵の入る）洗管（壠杖に防ぎ照星を保護するもの）藥室掃除器（尾筒内等の手入に用ふるもの）負革がある、彈薬を容れて携ふる用に供する彈藥盒も亦屬品の一である。

銃劍は劍身・劍柄・鞬の三部に分れ、劍蓋及帶革が其屬品である。

彈藥は藥莢（黄銅製にして火薬を填めてある部分）雷管（藥莢の底にある小物體で雷汞と）彈丸（鉛を主とし外に白銅を被せてある）より出來て居て無煙火薬が藥莢内に容れてある之を裝薬と稱する。

彈藥は五發づゝ挿弾子に嵌めてある。

實戰に用ふる彈藥の構造は右の通であつて之を實包と稱する演習に用ふ

彈薬を稱する。

實戦に用ふる彈薬の構造は右の通であつて之を實包と稱する演習に用ふる

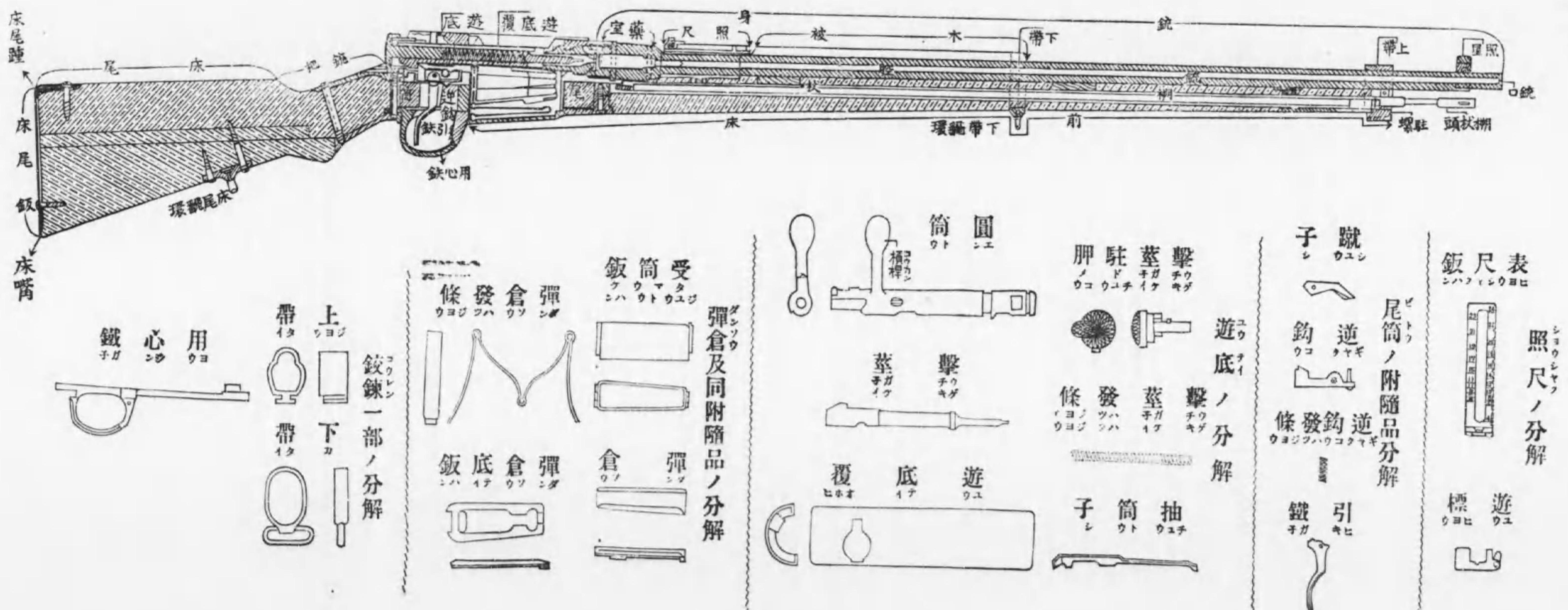
彈薬を稱する。

實戦に用ふる彈薬の構造は右の通であつて之を實包と稱する演習に用ふる

插圖第三



(ス略分部小ルザラナ要主) 圖解分銃兵歩式八三



る空包は弾丸が紙製であり、又射撃の練習に用ふる狭窄弾は弾丸が小さく装薬の量が少い。

銃の細部の名稱、構造等は挿圖第三の通である。

三八式騎銃は形が小さく軽いだけで其構造名稱は三八式歩兵銃に同じである、三十年式歩兵銃は遊底の構造の外殆んど三八式歩兵銃と同様であり、其他村田連發銃同單發銃等は構造が違ふも重なる部分の名稱等は三八式のものと殆んど同じである。

銃を大切にするため注意すべきことは次の通である。

一、銃を倒し又は他の物體と衝突するときは命中を害するから餘程注意をして不確實の所に寄せ掛けたり又一人で二挺を持つことは差支えないが其以上を持つてはならぬ。

二、銃を地上に置くことはなるべく之を避け若し置く場合は横桿を上にして横に置き銃口、照星、照尺及遊底の部分は地に觸れないやうに氣を著ける。

三、照星、照尺の保護には特に注意し特に照星を直接他の物體に觸れぬやうにせねばならぬ。

四、銃口蓋の代に木、紙、布等を以て栓をするこは鏽を生ずる原因となるからしてはならぬ。

五、銃腔中に萬一土砂等が入れば直に之を拭き取らねばならぬ若し土砂等の入つた儘或は手入に用ひた布片等の残つた儘射撃をすれば銃腔を損し廢銃となるから餘程注意せねばならぬ。

銃を手入するため一般の心得は次の通である。

一、銃の各部は布を以て清潔に拭いて鐵部に油を塗り木部には油を塗らない。

二、油を塗るには摩擦する部分例へば尾筒内、遊底等には十分塗るが外部には極く輕く塗る、外部に澤山塗れば不經濟であるばかりでなく塵が附著し易く且服を汚す虞がある。

三、黒く染めてある部分は色の剥けぬやうに注意し必要以外に強く擦

つてはならぬ。

四、手入のこきは別に指示がなければ各部を分解してはならぬ、但し遊底は分解して手入せしめらるるこが屢々ある。

五、銃腔を手入するには柳杖よりは黃銅製の洗矢あらひやを用ふるが良い、而して必ず尾筒の方より洗矢を入れ且つ洗矢を銃の内部に觸れぬやうに注意せねばならぬ。之がため保心筒ほじんとう云ふ木製の小筒を尾筒内に入れ洗矢を其中に通して用ふるがよい、凡そ銃が廢品となるのは手入の不注意から銃腔の磨滅するに依て起るこが多い、殊に銃口部の磨滅は非常に命中に影響するものであるから銃口より洗矢を通すこは禁ぜられてある、又洗矢を急に出し入れすることなく腔線の方向に従て廻はしつつ動かすがよい。

六、銃を手入するには外部よりは目に立たぬ内部の隅々を清潔にするの心懸が大切である、殊に銃腔、尾筒の内部及遊底を分解して手入するこきは圓筒の内部等は意を用ひて清潔にせねばならぬ、但し堅

い物を以て隅々をほじる如きここは嚴禁である。

七、磨粉、磨紙等を用ふることは嚴禁である、又手入に用ふる油及布は教官の指示に従ふべきで勝手なものを用ひてはならぬ。

平常の手入は各部を清潔に拭いて右に述べた要領に従て鐵部に油を塗つて置けばよい、殊に使用後は汚れた部分を清潔にする注意が大切である時々教官の指示に従ひ念を入れて隅々まで行き届いた手入をすべきである、又雨に濡れたときは十分水氣を取つた後平常よりも稍多く油を塗る必要がある殊に内部に水氣の残らぬこに注意を要する。

射撃後は念を入れて手入せねばならぬ、殊に銃腔に附著した火薬瓦斯を十分に取除くことが大切で、之がためには數日に亘り繰返へして手入をする必要がある、空包射撃後は實包射撃に較べて手入に骨の折れるものである、又射撃後の銃腔の手入はなるべく早くするがよい、若し直に手入する暇がなければ少くも油を多量に塗て置くがよい、そうすれば後の手入が容易となる。

革具の手入は清潔に拭いた後、革の表面に油を塗り、革を軟くし、屈けても鱗の出来ぬやうにするものである、但し弾薬盒の如き堅い革を以て作つたものは多量の油を塗れば軟くなつて形が崩れるから之を避けねばならぬ、革具の手入に用ふる油は動物質のものを用ふるものである。

立銃に於ける不動の姿勢

徒手に於けるご齊しく不動の姿勢を取り銃身を後ろにして銃を地上に立てて右手を以て確實に銃を握る此銃の保持法を立銃^{たていづ}と稱する、銃の握





操典第四

り方は腕關節を稍々前に出し銃身を拇指と食指との間に置き其他の指は食指に列べて閉ぢ軽く屈めて銃床に添ふ、銃口は右臂より約一握程^{約十}を隔て床尾踵を右足尖の傍に置き銃身を概ね垂直に保つ、立銃で最も大切な事は右手の脈所を股に著け具合である、此具合を充分に呑込む常に銃を正しく保つことが出来る正しい立銃に於ける不動の姿勢は挿圖第四の通である。

「休め」は徒手の場合と同じであるが銃の照星を擦らざるやうに注意して銃を保つ、蓋し照星を擦つて此部分が光かると射撃のとき照準を害するからである。

操典第四

右(左)向半右(左)向及後向

徒手の場合と同要領であるが廻はる時に右手を以て少し銃を上げ腰に支へ動作終れば靜に之を下ろす、静かに下ろすは銃を大事にするためである。

銃の操法

銃の操法と云ふのは捧銃又は擔銃をなし又は捧銃又は擔銃から立銃に復する動作を總稱するのである、今日では「銃の操法」と云ふ題目はないけれども通稱語であるから便宜上此名詞を用ふる。

銃の操法では銃を確實に取扱ふここに慣れ且銃を軽く操作し得るやうになることが重要な練習事項である、銃が重くて之を携ふるが苦痛になるやうでは戦場を馳驅して銃の威力を顯はすことが不可能である、練習の結果箸の上げ下ろしこ齊しく手輕に扱はるる様にならねばならぬ、銃

を確實に取扱ふことは何事も粗漏にせぬこと云ふ習慣を養ひ兵器尊重心を高めるために肝要である、例へば銃を取り扱ふため銃を抛り上ぐるやうにして一寸でも手を放つが如きは不確實の最適例である。

捧 銃

捧銃は執銃の敬禮であつて操典第三部敬禮の部に載せてある、然し舉手注目の敬禮と同じ趣旨で各個教練として練習するのが適當であるのみならず、擔銃よりも動作が簡単であるから擔銃を練習する準備として銃の取扱に慣れる意味で行ふことが必要である。故に此處に掲ぐる次第である。

號令 捧け 銃

右手を以て銃を上け體の中央前に持ち來し銃身を後ろにして前から見れば鼻筋から腹の眞中に一致する様に垂直に、側から見ても亦垂直なる様に銃身を保つ、右手を以て銃を上けるご同時に左手を以て概ね木被の下

に接して右手の下で銃を握り拇指を銃床に沿へて伸ばし前臂を殆んど水平にし兩上膊を軽く體に接する。

立銃に復するには「立て 銃」の號令で二節に動作すること次の通りである。

第一舉動 右手を以て銃を下け腰に支へ同時に左手を下ろす。

第二舉動 銃を静に地に下ろす。

捧銃及捧銃から立銃に復する操作は速歩と同一速度を以て節度を勿切つて確實に外觀上氣持良く行ふべきである、殊に敬禮に用ふるものである

(挿圖第五)





其の二

から一點の批難すべき所のないやうに正しくやりたい、正しい捧銃は挿圖第五の通である。

銃を携ふるときは多くの場合銃を擔ふのである、從て實用的の動作こし

て擔銃には熟練せねばならぬ。

號令 擔へ銃

立銃より擔銃及擔銃より立銃

四節に動作すること次の通である。

第一舉動 右手を以て銃を上げ概ね銃身を右に且之を垂直にし拳を略々肩の高さにするごとに同時に左手を以て照尺の下を握る。

第二舉動 主として左手を以て銃身を半ば前の方に向けつゝ少しく銃を上ぐるごとに同時に右手を伸ばして食指ごと中指ごとの間に床尾踵を置き銃を支へる。

第三舉動 右手を以て銃を右肩に擔ひ銃身を上にするごとに同時に左手を遊底の上に置く、其擔つた形は右上膊を軽く體に接し床尾の鎌を體より一握程離し銃は上衣の釦の線ごと平行せしめ横桿の高さを概ね其第一、第二釦の中央にする。

第四舉動 左手を下ろす。

擔銃で最も大切なことは之で山野を跋涉するのであるから躊躇倒れても銃を落さぬ丈に確實で且擔つた形の正しきごとである、若し銃が上り過ぎて銃口が下がり擔棒を擔つたやうになれば隊伍を組むだときに後列の

者の邪魔をする、若し銃が下つて立ち過ぎるゝ臂が疲勞し易い、銃口が右左に偏するゝ外觀が著しく悪いのみならず右左の者の邪魔になる、銃を正しく擔ふには膊の體に著き具合ゝ腕關節の保ち方を克く理解して其具合の崩れぬこそが第一の注意である、又膊の著け方が確實でないゝ行進間銃が動搖する、食指と中指との間に床尾踵を確實に保つこそも必要である、正しい擔銃は挿圖第六の通である。

(挿圖第六)



其の二



其の二

擔銃から立銃に復するには「立て銃」の號令で概ね擔銃の動作と反對順序に次の通四節に動作する。

第一舉動 右手を伸ばし銃を下け銃を半ば右の方に向け概ね之を垂直にして銃を支へるゝ同時に左手を以て照尺の下を握る。

第二舉動 左手を以て銃を下け銃身を右にするゝ同時に右手を以て木

被の所を握り其拳を略々肩の高さにする。

第三舉動 左手を放ち下ろすと同時に右手を以て銃身を後ろにしつゝ銃を下げる腰に支ふる。

第四舉動 静かに銃を地に著け立銃に復す。

著劍及脱劍

十操典第四十五 著劍は主として突撃の準備に行ふものであるから迅速に動作し堅實に出来ねばならぬ、停止、行進間如何なる姿勢の場合もを問はず之を行ふものである、脱劍亦然りである。

著劍脱劍は著脱する部分に注目して行ふものである。

立銃に在るごき著劍の動作は次の通である。

右手を以て銃を左に傾け銃身を少しく右にし銃口を體の中央にし左手を以て逆に銃劍の柄を握り銃劍を抜きて確實に銃口の所に著け次で両手を

操典第四十六

以て銃を起し立銃の位置に復する。

立銃に在るごき脱劍の動作は次の通である。

操典第四十七

號令 脱劍

右手を以て著劍の通、銃を左に傾け左手にて銃劍の柄を握り次で右手を上^ケ其拇指にて駆筈を押し左手にて銃劍を脱し之を右の方に倒して劍尖を下にして右手の食、中、兩指^ミ其拇指にて刃を挟み持ち其餘の指にて銃を保ち左手を持換へて柄を握り銃劍を確實に鞘に納め次で左手を以て右手の下を握り更に右手を下けて木被の所を握り両手を以て銃を起し立銃の位置に復する。

銃劍を迅速確實に鞘に納むるには一寸した要領がある、夫れは銃劍を左前脛に沿ふて著け、手先ばかりでなく、前臂全體で劍尖を鞘口の所に導くここである。

行 進

操典第七

執銃の行進は豫め號令に依り擔銃をした後「前へ 進め」又は「駆歩進め」の號令にて發進するものである、而して駆步行進では「駆歩」の豫令で劍鞋を握る。

「止れ」の動令で停止したならば更に「立て銃」の號令で立銃に復する、行進間銃の擔ひ方の崩れぬ注意が肝要である。銃を擔はず携へて行進する場合には右手を以て少し銃を上げ腰に支へ斬歩を行ふときは劍鞋を握る、停止したならば直に立銃をする。執銃行進間の諸動作は概して徒手の場合と變りがない、唯折敷又は伏臥の動作は次の通に行ふ。

操典第七
折敷 徒手の場合と同じく折敷の姿勢を取り擔銃より立銃の動作に準じて銃を下ろし之を右膝の前に立て銃身を後にし右手を以て木被の所を握り左前臂を徒手の場合のやうに左膝の上に置く。

伏臥 銃を下ろしつつ徒手の場合と同じく伏臥し銃の木被の所を左前臂に載せ横桿を上にして銃を横たへる。
折敷又は伏臥から起つ動作は概ね徒手の場合に同じで起つ同時に立銃に復する。

執銃行進間の敬禮

執銃して各個に行進して居る場合の敬禮の練習は嚴肅なる氣分の養成と共に部隊を以てする分列行進等の豫習として必要なものである、敬禮の方法は受禮者を距る十歩内外の所より正規の速歩をなし歩調を取り約八歩の所に於て活潑に頭を右又は左に廻はして受禮者に注目し受禮者の前を過ぎ去て後頭を真直に復し歩調を止めるものである。敬禮であるから敬虔の念自ら表はれ最も端正嚴肅であるべきは申迄もない、殊に歩法に注意し頭の廻はし方が正しく腮が出るとか上體が頭と共に廻はるとかの不體裁を戒めることが必要である。

弾薬の装填及抽出

操典第四
十八

銃に弾薬を装填することは射撃の準備であるから如何なる姿勢に於ても又如何なる場合に於ても、確實迅速に行ひ得ねばならぬ。之がためには回数を重ねて熟練することを必要とする。装填を確實迅速に行ふためには銃の機能が完全で且弾薬の挿弾子に嵌り具合が正しくなければならぬ故に此等の事を點検して正否を判別する能力を有することが必要である。又装填の動作は主として右の腕關節及指先の働きにあるのであつて巧に動作する爲には銃の構造を良く辨へ之に應する力の加へ方の微妙な要領を會得せねばならぬ。

装填は通常停止間に行ふものである。

操典第四
十九

號令 弾薬を込め

第一、脚を開いて銃を構へる、其方法は頭は正面した儘右足尖を軸として半ば右に向きつゝ左足を約半歩左前に踏み出す脚を開く動作と同時に

右手を以て銃を上げつゝ前に倒し左手を以て概ね銃の重點の所を握り左臂を體に著け指を銃床の溝に置いて左手で銃を支へる、此時銃口を概ね眼の高さにし床鼻を右乳より少し下にして床尾を體に接する。

第二、必要な部分に注目しつつ右手を以て下より横桿を握り之を起しつゝ一氣に十分後ろに音のする迄引いて遊底を開く、此際遊底の開き方が不十分であれば弾薬を装填することが出來ない。

第三、弾薬盒の蓋の留革を脱し其蓋を開き弾薬を撮み出し弾頭を前にし挿弾子溝に嵌める、此嵌めることに熟練するには弾薬の撮み方、挿弾子を溝へ當て嵌め方及此時に起る小指と銃との觸感等を十分に會得することが必要である。

第四、拇指の頭を弾薬の後部に當て弾薬を一氣に弾倉内に押し込む、此ごき拇指と他の指の間に押し潰す様に拇指に十分力を加へるときは受筒釦の構造上容易に弾薬を押し入れることが出来る。

第五、横桿を握り一気に遊底を開ち銃を安全裝置にする爲右掌を以て擊

莖駐脣を押し十分右に廻はし次で弾薬盒を閉ぢ留革を掛けた後頭を真直にして前方を直視す。

第六、右手で木被を握り左踵を軸として元の方向に向きつゝ右足を引き著け立銃に復する。

装填中に往々銃又は挿弾子の不具合から或は方法の拙なる爲故障を生ずることがある、此場合に速に故障を除くことも熟練を要する。

銃に装填したる場合に弾薬を抽出出すには「弾薬を抜け」の號令で装填ご同要領で銃を構へ注目して右手を以て弾薬盒の留革を脱し其蓋を開き、銃の安全装置を解くため右掌を以て擊莖駐脣を押し左に廻はし、次で左手を尾筒の所に持ち來り其四指を伸ばして遊底を開いた場合に弾薬の跳ね出すを防ぐ用意をし、静かに遊底を進退して一發一發弾薬を出し、が爲小指を薬室に入れて弾薬の有無を搜るも一法である）左手の指を以て遊底の前進を妨ぐる受筒鉗を壓して右手を以て遊底を閉ぢ徐かに引鐵（ひきがね）を引き、弾薬盒の蓋を閉ぢ留革を掛けた後頭を起して前方を直視し、装填のごきご同要領で立銃に復する。

「弾薬を抜け」の動作は急いで行ふ必要がない、弾薬を地上に落さぬことを及誤て發射して（之を暴發云ふ）危険を釀さぬ注意が必要である、凡て過て弾薬を地上に落したならば完全に土塵を拭うた後弾薬盒に收めねばならぬ。

射擊

通説

歩兵の戦闘手段は射撃と突撃である、此兩者の價値並に關係に就て操典綱領第二に次の通述べてある。

歩兵戰闘ノ主眼ハ射撃ヲ以テ敵ヲ制壓シ突撃ヲ以テ敵ヲ破壊スルニ在リ而シテ射撃ハ戰闘經過ノ大部分ヲ占メ歩兵ノ爲緊要ナル戰闘手段ニシテ突撃ハ戰闘ニ

最終ノ決ヲ與フルモノトス

七二

然して此兩手段遂行の要素として更に次の通附け加へてある。

意思ノ剛健機動ノ敏活ハ此等戰闘手段遂行ノ爲極メテ緊要ニシテ兵器ノ拿車、
彈薬ノ節用モ亦缺クベカラザル要件ナリ・故ニ常時無形ノ陶冶、有形ノ鍛錬ニ
勉メ且兵器ニ愛護ヲ加ヘテ之カ機能ヲ保全シ彈薬ヲ節約シテ其要求ニ適合セザ
ルベカラズ。

抑も銃剣を揮て敵中に突入し敵に強壓を加ふることが最後の勝利を得る
唯一の途である、然し現今先づ射撃を以て遠距離から我を迎ふる敵に對
しては我も射撃を以て敵を傷め之を制壓しなければ敵に突撃する迄に近
寄ることが出来ない、射撃は遠い距離から彼我交換するもので、突撃後
も白兵接戦を繰り返す間に射撃するものであるから、白兵接戦の時間に
比ぶれば非常に永いことになる。此永い間の戰闘に打ち勝たなければ、
如何に勇氣に満ちたる軍隊も雖最後の輸贏を争ふべく突撃する距離迄敵
に接近し、且突撃を最後迄遂行することが不可能である。從て戰闘の勝

敗は先づ射撃の優劣で品定めが出来、次で突撃の成否で最後の決が判明
する云ふて然るべきである、此の如く射撃は重要なものであるから最
も之に熟練することが必要である。

我邦では古來劍道、柔道の武術が熾んに行はれ學生生徒諸子の大多數も
之に熟練せられて居る、然るに銃器の傳はつてから既に三百年になるの
に未だ小銃射撃が國民的武技にならぬのは如何なる理由に因る乎、な
る程昔は銃の効力も微弱なものであり、又飛道具は卑怯なものもし
て卑められてあつたのであるが、現今の時勢では最も大切な武技として
大に獎勵せられなければならぬ、歐米諸國孰れも射撃熱が熾んで婦人迄
も熱狂する云ふが最適例は瑞西である、瑞西は獨、佛、伊等の歐洲諸
雄國に介在して居る永久中立の小國である、其國民は萬年の積雪を載く
「アルプス」の峻峰を背景とする風光明媚の國土に桃源の夢を貪つて然
るべきである、然るに何人の不風流ぞ休み日休み日には玉を溶かす様な
谿間の清流を取巻く樹立の裡から時ならぬ銃聲が反響を轟かして山水の

絶景に憧がる遊子の幻想を驚かすのである、然し近くの湖畔に青緑眞を敷き詰めた様な牧場に頸に吊した鈴の音も妙へに、軟かい草を喰べて居る乳牛さへ之に驚く風もなく緩い歩みを移し、牧童は銃聲に相應はしい「マーチ」を口吟みながら牛を追ふのである、桃源の密に醉はぬ瑞西國民、治に居て亂を忘れる瑞西國民、之れ瑞西の小國が世界大戰の五年間戰争の渦中に巻き込まれず、永世中立の名實を完うし得た所以である三百八十萬の少い人口から九師團十五萬の兵を動員して。

學校に於ける教練の振作を機として瑞西に於けるやうに我邦でも射擊を近代語の所謂「民衆化」したいものである。

射擊の練習は先づ立射たちうち、膝射ひざうち、伏射ねうちの三姿勢に就て確乎たる基礎を作つた後、實用的に戰場で常に遭遇する地形地物を利用して行ふ射擊を綿密周到に覚えることが緊要である、地形地物を利用して射擊をするこきには各自の都合の良いやうに姿勢や銃の使用法を自由にして宜ろしい。

操典第五

守り特に照準を精密にし沈著して射擊することが必要である。

射擊の練習は先づ次の如く分解して順序に行ふものである。

- 一、射擊の三姿勢即ち立射、膝射、伏射の姿勢
- 二、据銃即ち銃を水平に構へる方法
- 三、照準即ち狙ひ方
- 四、撃發即ち引鐵を引き締めて發射する方法

第一の姿勢の取り方は操典に規定しあり、第二、第三、第四の据銃、照準、撃發の動作は射擊教範に説明してあつて教練教材中の射擊豫行演習に含まれるものであるが、本書では説明の便宜上射擊豫行演習の部を執銃各個教練の部に加へて記述することにする、事實軍隊に於ても射擊の姿勢ご其他の射擊動作は不即不離の關係にあるから之を配合して教育しつつあるのである。

射撃に關する定説

射撃を練習するには一通射撃の學理を心得て居る必要がある、抑も射撃の學理は誠に深遠なもので、之が蘊奥を極めた人は實に稀で射撃學理の大家と云ふものは寥々たるものである、然し射撃を練習するには決して學理に通曉することが必須の條件ではない、唯射撃に直接必要な單簡のことと心得て居ればよろしい、之れ即ち學理と云はずに定説と稱する所以である、而して以下述べる定説丈は是非心得て置く必要がある。

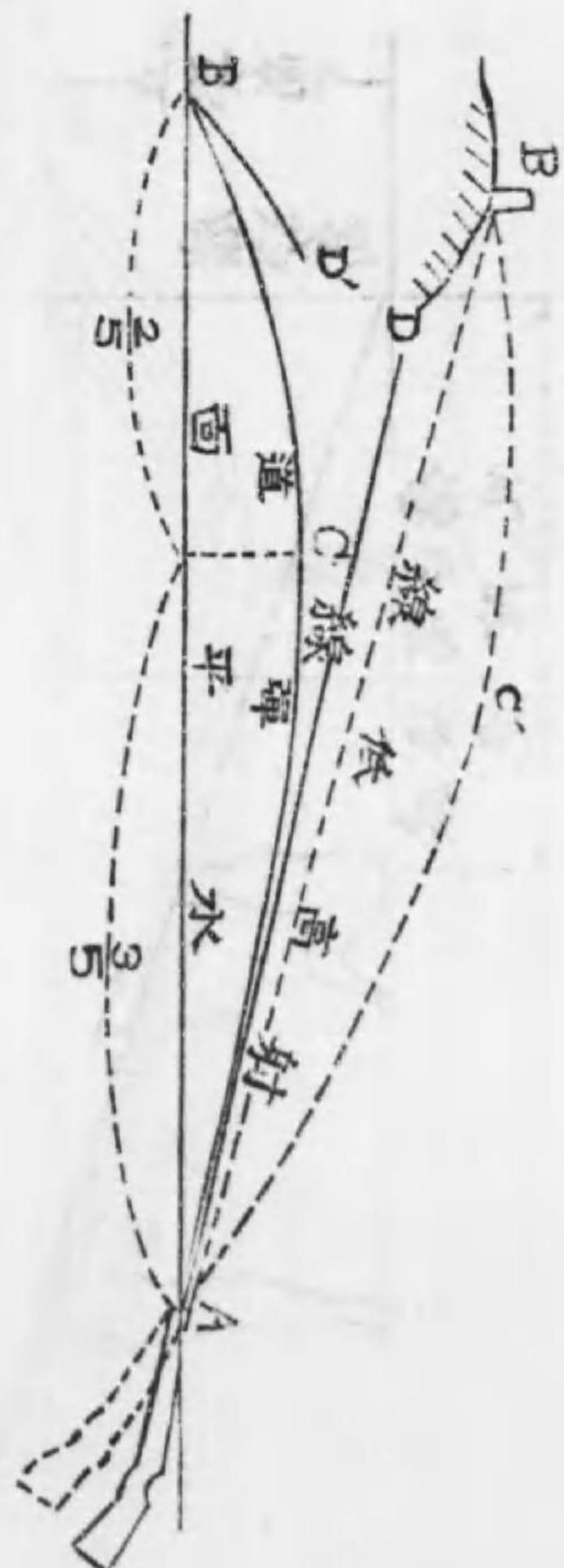
(挿圖第七乃至第十參照)

一、彈道 発射せられた彈丸は弧状の經路を描いて目標の方向に飛行する、此際彈丸重心の通る線を彈道と稱へる。(挿圖第七.C.B.)

弾道の形狀は彈丸の速度、地球の重力空氣の抵抗、彈丸自身の縱軸上の旋回運動及發射する際に取つた銃の傾度に關係するものである。

二、初速 発射せられたる彈丸の銃口を離るる瞬時の速度を初速と

(七 第四 挿)

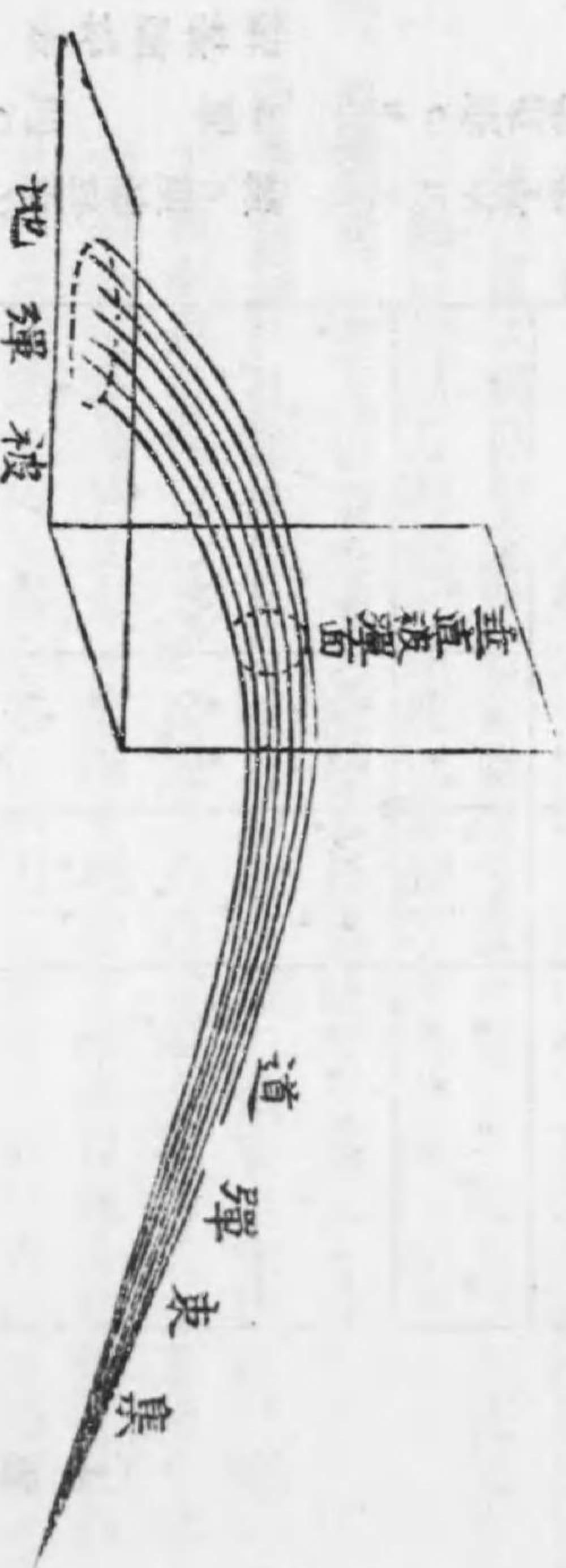


七九

(八 第 圖 捷)



(九 第 圖 捷)



七九

(十) 摘圖 第



稱へる。

三、存速

弾丸が銃口を離るるや重力及空氣抗力の影響を受ける。

重力は弾丸を落下させる動をし其落下尺度は銃口を離れてより時間の経つに従ひ遞増する、又空氣抗力は絶えず弾丸の飛行速度を減するものである、此兩作用に依て弾道は弧状をなし其弯曲の度は銃口を遠かるに従ひて益々甚しくなる、此弾道上の某一點に於ける弾道の速度を其點の存速と稱へる。

四、経過時間

弾丸の飛行する時間を経過時間と稱へる。

五、弾丸の旋動

長圓体である弾丸を遠距離に飛行さすには、絶えず其尖頭を前に保つことが必要である、若し横向になるやうなつゝがあれば弾道は正しい曲線を描かず弾丸は遠くに飛行せぬ、となる、弾丸の尖頭を常に前方に維持するためには縦軸を中心として其周圍に旋回しつつ飛行するやうにする、之れ恰も獨樂を廻はすに似たる獨樂か細い軸の尖端の上に立て居ること同理であ

る、銃腔に螺旋形の腔線の彫つてあるのは此旋動を與ふるがためである。

六、射線 発射するときの銃身軸を延長せる直線を射線と稱へる、弾丸は銃口を離るる瞬間に迄は射線に沿ふて運動するが銃口を離るる刹那より重力及空氣抗力の影響を受け弾道は射線と離るものである。(挿圖第七AD)

七、發射角 銃を水平にして發射すれば弾丸は重力の作用に依り時間を経るに従ひ益々落下する、故に目標に命中せしむるためには射線を目標に至る距離に應じて益々上方に向はしめねばならぬ此上方に向いた射線と水平面のなす角を發射角と稱へる。

(挿圖第七角DAB)
銃に距離に應する發射角を與ふる方便は距離に應する照尺を探して照準することである。

八、彈着點 弾道の目標又は地面に落達したる點を彈着點と稱へる。

又弾道と水平面との交會點を落點と稱へる。(挿圖第七B)

九、射距離 銃口と彈着點との距離を射距離と云ふ、嚴密に云へば銃口と落點との距離が射距離である。(挿圖第七ABの距離)

十、弾道高 水平面の某點より弾道に至る高さを其距離に於ける弾道高と稱へる、弾道の最高點は銃口より概ね射距離の五分の三の所にあるが此最高點に通する弾道高を最高度と稱へる。

十一、落角 落點に於ける弾道の切線と水平面となす角を落角と稱へる。(挿圖第七角BA'D)

十二、高低角 銃口と彈着點と同一水平面上にないときは銃口と彈着點とを連ねる傾斜線を高低線(挿圖第七AB)と云ひ高低線と水平面とのなす角を高低角と稱へる。(挿圖第七角BAB)

高低角の小さいときは弾道の形狀は高低角なき場合と殆んど差なく、從て射撃のために特別の顧慮がいらない、然し高低角の大きい山地とか飛行機射撃の場合には顧慮せねばならぬ、發射

角が直角に近づくに従ふて弾道は初め直線状となり最高點附近に於て急に彎曲するものである。

十三、天候氣象の影響 氣壓及溫度の高低は弾丸に對する空氣抗力に差違を生じ射距離を増減し概して夏に於て増し冬に於て減するものである。

後方又は前方よりする風は射距離を増減し、側方より來る風は弾丸を他の側方に偏せしむるものである、其量は射距離及風速の增加するに従ひ益々增加する、其他光線の照準に及ぼす影響に就ては照準の部に於て説明する。

十四、危險界 弾道高が目標高の超過しない地域の長さを危險界と稱する、蓋し其地域にある同じ高さの目標は皆危險を感するの意味である、弾道の形が直線に近づき彎曲の少くなるに従ひ危險界が大きくなるから弾道の形が直線に近づく程即ち弾道の低伸する程價値が増すものである、而して危險界の長短は射距離、目

標の高さ、目標所在地の傾斜に従て變化し近い距離に於ては射手の姿勢及照準點の高低にも亦之に影響するものである。

(挿圖第八)

十五、射彈散布の法則 同一制式の銃及弾薬に就ても製作上微細の差異は免れぬ、從て弾道の形狀、命中の精粗、弾丸の物體に對する侵徹力に差異を生ずる、又同一銃を以て毎發同一位置に於て射撃するも弾丸の飛行に影響を及ぼす各種要件が變化するため、決して同一の弾道を描くことがない、故に多數の弾丸を發射することとは一點に集まらすして、弾丸は必ず某面積に散布せらるるものである、此散布の法則は高等數學に屬する公算學の研究に待たねば一通の説明も困難であるが茲に必要な概念のみを述ぶる。

十六、集束弾道 前に述べた如く同一銃を以て多數の弾丸を發射するこきは毎發各異の弾道を描き之を集めた景況は恰も薙束の

如き曲圓錐形をなすものであるから之を集束弾道と稱へる。

(挿圖第九)

2 垂直被彈面 垂直面に集束弾道の印した跡を調べて見る。弾丸散布の景況は中央に密にして外周に近くに從て疎となり、全弾痕は高さが幅より大なる橢圓形内に收められて居る、此弾丸の散布面を垂直被彈面と稱する。

3 被彈地 水平地上に於て弾丸散布の景況を調べて見る。弾痕疎密の景況は垂直面に於けると同様であるが散布面の幅と長さの關係は射距離に依て差異があり幅は射距離と共に増すが長さは弾道の落角が大きくなる關係上漸次減少する、若し傾斜地に就て調べれば地面の傾斜に従て變化するものである、此の如き地上に於ける弾丸の散布面を被彈地と稱へる。
以上垂直被彈面と被彈地のことを理解すれば、弾道集束の景況が密に短縮すれば垂直被彈面狭小となつて命中が精確となり、

射距離が遠くなれば被彈面は愈々擴大するに依り同一の大さの目標に對して命中を期することが漸次困難になることが判る。

(挿圖第九)

4 平均弾著點 多數の弾丸を發射した場合に垂直被彈面上に於て總弾痕を上下左右平等に分つ水平線と垂直線を書き其交會點を求むれば此交會點は總弾著點の中心と見做すべきものである、之を平均弾著點と稱へる。(挿圖第十)

5 半數必中界 之は公算學の智識がなければ徹底的に説明が出来ぬが唯事柄丈を述べて置く。

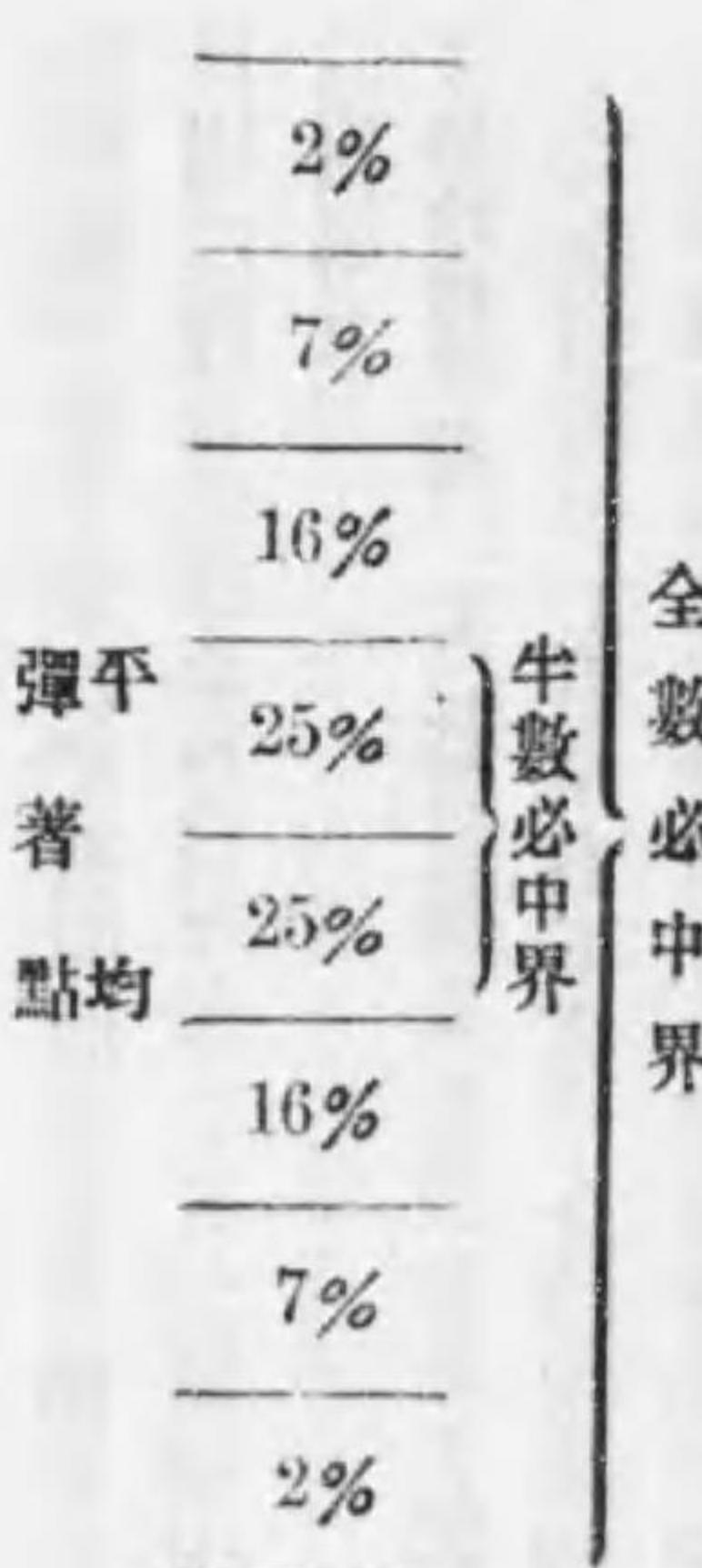
平均弾著點を過ぐる垂直線を書いて總弾痕を縦に二等分し更に之を各二等分する如く兩側に垂直線を書くときには兩垂直線は平均弾著點を過ぐる垂直線と等距離にあるものである、而して兩側の垂直線が界をなす面上には總弾痕の半數が含まれることとなるが、兩界線たる兩側の垂直線間の水平距離を

水平半數必中界と稱へる。(挿圖第十^a)

平均彈著點を過ぐる水平線を書き之を基準として右と同じ關係に水平線を書き垂直半數必中界を求むることが出来る。

(挿圖第十^a)

此の如くして水平、垂直兩半數必中界と云ふ觀念を得るが總彈丸の散布面を兩半數必中界に對照して見るこ、丁度平均彈著點を中心こし水平、垂直兩方面共半數必中界の各四倍の帶内に収容せらるるものである、而して平均彈著點を中心こして彈著疎密の關係は誠に規則的のもので次の圖解の通である。



一銃を以て射撃する場合命中を期し得るや否やの判定は右に述べた半數必中界の觀念に基くものであるが三八式歩兵銃に就て述ぶれば次の通である。

距離	總彈丸含む方形		約半數以上命中を期し得べき標準
	縱	橫	
二〇*	〇・五	〇・四	頭首のみを現したる兵
三〇	〇・六	〇・五	伏姿兵
四〇	一・〇	〇・九	膝姿兵
五〇	一・六	一・〇	立姿兵又は密集せる二人膝姿兵
六〇	一・七	一・四	密集せる二人膝姿兵或は騎兵

以上は單一銃に就て學理的に述べたものであるが、實際に就ては天候、氣象、目標の見え具合、射手の技倅、體力、及精神の狀態、射撃速度等に依り影響を受け、彈丸散布の景況は著しく變化するもの

部隊を以て射撃し多數の銃を同一目標に指向するときは銃数の多いだけ夫れだけ單一銃の場合に比して集束弾道の大きさが増し從て被弾面が擴大せらるるが、射彈散布疎密の景況は單一銃の場合と同様である。

部隊を以てする射撃に於ては遠距離にある目標に對して百米の差ある二種の照尺を探ることがある、之は被弾地の縱長及危險界が距離の増すに従て減少するから之を補ふためである、此場合の射彈散布の景況は射距離と採用する二種の照尺の關係に依て差がある。凡そ射撃は各人必中を期して行ふて初めて部隊として好成積を收めるものである、而して部隊を以てする射撃に在ては各銃の弾丸散布の法則に依て、各人各個の目標以外に他人の目標にも命中せしめ得て各人各個の射撃效力を總和したより以上の總効力を顯はし得るものである。

十六、弾丸の侵徹量 弾丸が或る物體に命中した場合之を貫き通す力、乃ち侵徹量は固より物體の硬軟に依るものであるが、同一抗力の物體に對しても弾丸の形、中徑の大小、金質、重量、命中の際に於ける方向及存速にも關係する、又命中した後軟かい部分を縫ふ性質もあつて身體に命中しても骨は避けて貫通する等のこゝも往々見る現象である、又命中したとき物體の表面に對する角度が少いときは侵徹せずして跳飛した弾丸を跳弾と稱する。三八式歩兵銃の銃口前二十五米に於ける存速は七百四十七米で其最大射距離は約四千米である、但し實用上照尺は二千四百米を最大限としてある、又尋常積土に對する弾丸侵徹量乃ち弾丸の貫き通す厚さは次の通りである。

射 距 離	二 百 米	○、九九米
同 同	四 百 米	一、一〇米
	六 百 米	○、九一米

射撃の姿勢

姿勢の堅確は射撃諸動作の基礎であつて恰も大「ビルディング」の基礎工事に相當するものである、姿勢が堅確でなければ据銃が正しくならぬ又發射のこきに起る反動に堪へられぬ。

姿勢は樂な氣持で決して窮屈であつてはならぬ、殊に凝り固まるご据銃照準撃發孰れにも影響し如何に姿勢が正しくごも命中を期せられぬ。以上申した堅確、不窮屈の二件を備へた姿勢でなければ疲勞し易く永續させぬ。

村田銃の發明者村田少將は射撃の名人として有名な人であるが、此人は晝間に立射で射撃をし足の位置を地上に印し置き、夜に入て其印しを辿つて姿勢を取り射撃をせらるるご必ず命中するご云ふ逸話がある、之れ固より熟練の極致に入った結果であるが、姿勢が堅確で常時毫厘の差もなかつたこが有力なる原因である。

孰れの射撃姿勢でも構へた銃の銃口が概ね眼の高さであるこが必要である、眼ご銃口ご目標ごを連ねる線で假の照準線が描かれて居る位に目標に對する著目ご銃口の高さごが形影相伴ふて居るべきである、又右手の食指は用心鐵の内に入れて必ず伸ばして置くべきである、之れ暴發の危険を避くるためである。

射撃姿勢を取つた後不具合を感じるこは其姿勢の儘速に直してよろしい、否速に直して正しき姿勢を取ることに熟練すべきである。

射撃の姿勢は各人の體格に應じて外形に差違があつて差支ない、要は先に述べた如く堅確で自由に据銃、照準、撃發を行ひ得て永續に堪ふるに在て外形の齊一は望む所でない。

總て射撃の姿勢を取らすには號令を下す前に射撃すべき目標を示すものである。

立射

九四

號令 立射の構へ 銃:

先づ示された目標に正しく向き直り、次で頭を目標の方向に保ちたる儘装填のときと同じく右足尖を軸として半ば右を向きつゝ、左足を約半歩左前に踏み出し脚を開く、此動作と同時に右手を以て銃を上げつつ前に倒し左手を以て概ね銃の重點の所を握り左臂を體に著け指を銃床の溝に置いて左手で銃を支へ装填した後（已に装填してあるときは安全装置を解く膝射伏射亦同様である）右手を以て銃把を握り何時でも射撃が出来る様に目標に注目する、其形は挿圖第十一の通である。

立射の姿勢に於て注意すべきことは次の通である。

一、脚を開くのは姿勢を堅確ならしむる爲であるから其開き具合は體格に應じて廣狹がある、約半歩を標準として多少の差があつてよろしい。

二、全體の方
向が目標に
對して正し
く四十五度
の角度をな
すことが必
要である、
之れは据銃
をするとき
に肩の方向
が目標に對
して四十五
度をなすこ
ぎが必要で
あるからで
ある、又上體
の向きと下體
の向き
の一一致せぬ
のはよろしくない。

勢姿の射立（一十第圖挿）



九五

三、體重が兩足に齊しく掛つて居つて決して一方の足に偏してはならない、片腹の出て居る姿勢は必ず反對の方の足に體重が懸つて居るものである、試に兩踵を上げて見るこ良く體重の懸り具合が判かる。四、上體は著しく外觀に表はれない程度に少し前に傾く位の心持がよい、腹が出て後に反る姿勢は最も不堅確で發射時の反動に堪へられぬ、然し腰が引けて前に屈むもよろしくない。

五、銃を構へるこ兎角肩が凝つて上り易い注意すべきである。

執銃で練習する前に徒手で要領を習ふがよろしい。

膝 射

號令 膝射の構へ 銃

徒手で折敷をするのこ同要領である、先づ示された目標に正しく向き直り、頭を目標の方向に保ちたる儘左足を約半歩右足尖の前に踏み出す、此時左足尖を僅かに内にして地に著けることが必要である、左脚を前に

出すこ同時に上體を半ば右に向け左手を以て剣鞘を前に拂ひつ、右脚を曲げ其股を目標の方向こ殆んき直角になるやうに平に地に著け、次で臀を右足後方に於て地に著け左脚を立てる、此右脚を地に著ける動作こ同時に右手を以て銃を前に倒し銃を構へる、其方法は左手を以て立射のやうに之を支へ、左前臂を左膝の上に置き床尾鉗を右股の内部に當てるのである、夫れから装填した後右手を以て銃把を握り目標に注目し上體を自然の方向に概ね真直に保つのである、正しい膝射の姿勢は挿圖第十二の通である。

膝射の姿勢で注意すべきこは次の通である。

一、全體が落著いて然も窮屈でなく永續きの出來ることが大切である
之がため右臀の落著きが第一で體重が主こして右臀に掛かり左脚を自由に上げ下けし得る位でなければならぬ、又右腿がなるべく地に密著し膝の所に空隙のないこが望ましい、之が爲には右股が充分横に開いて居ることが必要である。

二、左脚は据銃をした
ときに銃の支へこな
るものであるから第
一に足底全部が地に
密著するこみが必要
である、之が爲には
足尖を少し内に入る
ことを要領とする
第二に膝頭の部分が
側方に寄らず眞直に
立つて居ることが必
要である。

三、上體は正しく腰の
上に落著き胸を起し

勢姿の射膝 (二十第圖捕)



て暢び暢ひこした氣分が外觀に表はるこみが必要である。
膝射の姿勢に在ては體格上臀を地に著けるこの具合の悪い者は右足の
上に載せても差支ない。

伏射

伏射は戦場で最も多く用ひらるるものであり且最も射撃に好都合の姿勢
であるから十分力を用ひて精熟の域に達せねばならぬ。

號令 伏射の構へ 銃

徒手の伏臥も同要領である、先づ示された目標に正しく向き直り頭を目
標の方向に保ちたる儘左手を以て弾薬盒を左右に開く、次で左足を膝射
の通、踏み出すご同時に上體を半ば右に向け、右膝から逐次兩膝を地に
著け左手を體の前に出して地に著け次に體を射撃すべき方向に對し約三
十度にして伏臥し左手を以て立射ご同じ様に銃を保ち、裝填して後、右
手を以て銃把を握り目標に注目し銃把を腮の稍々前にあるやうにして兩

肘を地に置き銃を支へる。
正しき伏射の姿勢は挿圖第十三の通である。

第三章 (三十葉國事)



伏射の姿勢で注意すべきことは次の通である。

一、上體の方向が射撃方向に對して約三十度の角をなすことが第一である、之は立射に於けるごく齊しく据銃のため肩の方向を適當に保つためである、之が爲には伏せるごく左手を著く位置ご、夫れから左肘を折る方向に注意し肘を前に折り曲げるやうにせねばならぬ。

- 二、左手で銃を保つ位置を勉めて銃の重心部に置くことが大切である
動々もすれば重心部の後の方に退かり勝であつて此くなれば据銃をした場合に銃を確實に支へることが出來ぬ、之が爲にも伏せるごく左肘を折る方向に注意せねばならぬ、即ち左手を中心として左肘を左前方に廻はしなるべく前方に肘を著くことが要領である。
- 三、兩肘相互の關係位置は廣過ぎてもいかなければ狹過ぎてもいかぬ廣過ぎるごく據銃のごく銃の支へとなる兩前臂が傾斜して支へが不確實となり且胸が地に接近して窮屈になる、狹過ぎれば肩がすぼむで据銃したとき床尾鉗の著き具合が悪い。
- 四、要するに上體が暢び暢びごして胸も頭も起き、自身では勿論外觀上でも窮屈の感があつてはならぬ、蛤蟆を潰したやうな姿勢は取らぬ所である。

逆射

一〇一

飛行機を射撃するには立射膝射の姿勢を應用し又は逆射の姿勢を取るものである、逆射の姿勢は次の通である。

號令 逆射の構へ 銃

飛行機の飛行方向に平行して仰向に伏臥し得るやうに體を向け膝射を取

(四) 機銃の構へ



機銃の構へ (四)

る要領で
臀を地に
著けつゝ
左手を以
て銃の左
側面から
木被の所
を、右手
を以て銃
把を握り
仰向に伏
臥し床尾
を右腋下
にして床



一〇三

嘴を地に著け銃口を上にして銃を地面に對し約三十度に保ち體を飛行方向に傾ける、仰向に伏臥する爲後方弾薬盒が邪魔になるときは之を體の一側に廻はす。

撃方止めをするには右手を以て地面を壓して體を起し逆射の姿勢を取つたこきこ概ね反対の順序に動作して起ち右足を左足に引き蓄け立射に復する。

逆射の姿勢及射擊の要領は挿圖第十四の通である。

射擊の實施、中止及終止

射擊の姿勢を取つた後射擊する爲には號令に先ち目標に到る距離に依つて取るべき照尺を示さる。

號令 各個に擊て

射擊豫行演習の節で説明する要領を以て据銃、照準及撃發を爲し發射の後右手で横桿を握り一氣に勢よく遊底を十分に引いて空薬莢を排出し

次で遊底を閉ぢて次發を準備し次の號令のある迄目標の景況に應じて適當と思ふ速度で射擊を反復する、弾倉に裝填してある弾薬を射盡せば更に裝填して射擊を續ける、弾薬を裝填する毎に弾薬盒の蓋を閉ぢ留革を掛け弾薬の逸散することを防ぐ。

何かの必要あつて射擊を中止するには「撃方待て」の號令で銃を構へて

次發の準備をし次の號令を待つ、射擊を止めるは「撃方止め」の號令にする、此場合には孰れの姿勢に在ても銃尾機關の部分に注目しつつ銃を安全裝置にし、照尺を舊位置に復し、頭を起して目標の方向に向けたる後、立射に在ては裝填のこきこ同要領で立射に復する。膝射に在ては臀を地より離し右手を以て木被の所を握つて起ち上り、目標の方向に向きつつ右足を左足に引き著け立射に復する。伏射に在ては其姿勢を取たこきこ概ね反対順序を以て上體を起し、左足を約一步前に踏み出し、右足を左足に引き著け立射に復する。此等の動作は敏活に行ふことが必要である。

第五節 射撃豫行演習

通 説

射撃術に熟達するには有形無形上次の要件を充たすことが緊要である。

- 一、精神の沈着殊に恐怖心なきこと。
- 二、手腕の筋力強きこと。
- 三、身體各部の關節が柔軟なること。
- 四、視力が銳きこそ但し視力に故障があつても眼鏡を以て矯正し得るもののは差支がない。

射撃は最も精密微妙な動作をするものであるから精神の沈著が第一である、若し心が沈著せず殊に不安の念に驅られて居たならば決して命中を期することが出来ぬ、固より初めて實彈を發射するときは何人も雖一種の不安の念が起るものであるけれども、元々弾丸は敵の方に飛で行くもので自分に危害を加へるものでない、銃聲ごとも耳を劈くものでなければ差支はない。

れば發射のごとに起る反動ごとも指先で突かるる位の程度のものである。實彈射撃の回數の重なるに従ひ漸次不安の念は消失するが勇氣と智慮に富む學生生徒諸子は初めから不安の念頭があるべきでない。

手、腕の筋力の強ければならぬ、こゝは約四挺ある銃を兩手で水平に支へることが基礎であるから今更申す迄もあるまい、射撃教範第四十五に「射撃豫行演習ト共ニ屢々體操ヲ實施シ射撃ニ必要ナル關節ノ柔軟ト筋力ノ強健ヲ得シメ特ニ各種姿勢ニ於テ臂上ノ據銃法ヲ反復練習シ以テ、如何ナル場合ニ在リテモ迅速ニ堅確ナル據銃ヲ爲シ得ル如ク熟達セシムルヲ要ス」、示されてある所以である、普通體操で手、腕の筋肉を發達させる懸垂の如きを頻繁に實施するのは此趣旨に適ふもので教練に於ても之が爲各種の操作をするのであらう、銃の操法を反復練習する如きは甚だ有効である、其他銃を持て種々體操的のことさせられて時には苦痛を感じることもあるうが少々我慢して行ふことが射撃に必要な筋力を發達せしむる爲に肝要なことである。

こ肩、肘、腕並に指の各關節を柔軟にすることが亦肝要である、肩、肘等の關節の自由なこことは銃を支へる爲上膊、前膊の姿勢を物理學的に合理ならしめ筋力を補ふこことになる、腕關節、指の諸關節の柔軟は最も大切な擊發動作を自由ならしむる基である、又股、膝、足等の關節の柔軟なこことは膝射の姿勢を堅確ならしむる要素である。

射擊は遠距離にある敵に對して行ふものであるから視力の大切なこことは申迄もない、視力も練習に由て銳さを増すもので初め目に留らぬ物體も練習の結果容易に發見辨别し得るに至るものである、又學生生徒諸子にも少くない、近視の人でも眼鏡を以て矯正し得るならば射擊の爲視力の完全の人こそ少しも變りがない、之れ現今では或程度の近視の者も現役兵に徵集せらるる所以である。

其他射擊に上達する爲練習すべき事項、心懸くべき事項甚だ多いが各動作に關係する部分で詳述する、殊に射擊術練習最後の目的たる戰場に於ける實際的射擊に就ては歩兵の戰鬪法を述ぶる所きに詳説する。

据銃

据銃は姿勢に次で射擊動作の基礎である、正しく確實に据銃が出來なければ照準も擊發も成立たない。

立射の姿勢に在て据銃するには兩手を以て體に近く銃を上げる、此際銃口を上げず先に説明した眼、銃口、目標を連ねて描いた假の照準線を成るべく崩さぬやうにすることが必要である、次に主として右手を以て床尾鉗を肩の凹み即ち襟と肩頭との間に確實に壓著し同時に右肘を殆んぎ肩の高さと等しくし左前臂を成べく垂直にする（五参考）此際注意すべき事項は次の通である。

- 一、床尾鉗を壓著する爲故に肩を上げ或は前に出してはならぬ。
- 二、銃の高さは之を檢する爲後ろから見た場合床尾鉗の肩の上に露はれ具合に依て良否が判かる高さは體格に應じて違ふが餘り上り過ぎて床尾鉗の大部が肩の上に露はれて居る如きは据銃が不確實である。

三、右手で銃把を保つには通常右側面から手を當て、据るべきである而して十分に力を加へて肩に壓し著け縦ひ上から銃床を押しても下かるこゝのない様、全く左手を放しても右手丈で銃を保ち得る程でなければならぬ。

四、右手で銃把を握る位置は食指の第二節が引鐵に懸る程度に定めるがよい。

五、右肘は肩と同じ高さか、寧ろ、より以上高い位がよろしい、之れ床尾鉗の肩著が良いからである。

六、左膊は銃を支へる丈で故らに力を込めぬがよい、殊に左手で銃を肩に壓し著ける必要はない、又左前臂を成るべく垂直にすること及左手の位置は勉めて銃の重點の前にすることが力學上合理的である。

七、左掌上に銃の載せ方は中々難しいものである、先づ掌が水平になるやうに手首を軽く曲げ次に左前に廻はす心持を以て手首を軽く捩ぢる、此の如くして水平な掌の上に手の附け根の中央の凹い所より

(五十第圖挿)

況景の著肩るけ於に銃据 (一其)



× 肩著の部位

(甲) 床尾鉗を着ける
部位

(乙) 後より見たら肩著

拇指と食指との間の彎曲部に銃を置き掌と銃との間に少しの隙間もないやうにする、指は軽く屈めて銃床に附著して居る程度にする、
 (挿圖第十五) 兔角犯し易い過失は指先を以て銃を支へるがため掌と銃との間に空隙の出来るこことある、又左手に力を込めるこことは禁物で左手は左臂と相俟て自然的の臺と心得ればよい。

八、銃が右左に傾かざること、此件は照準に關係したこことあるが据銃のこき己に注意すべきこことある。

九、一旦据銃した後右手を緩め又は床尾鉗の位置を動かしてはならぬ此の如きこきをするのは未熟の證據である、初から一度に正しく肩著きの出来るやうに心懸くことが必要である。

膝射の姿勢に在て据銃するには左前臂を左膝の上に立つる外立射と同じである、注意すべきは左肘頭がよく左膝となじみ前臂が安定すること及出来得れば左脚、左前臂及銃が同一の垂直平面に含まるるやうにするこで之は力学上合理的であるからである。

方ち保の手左及臂前左るけ於に銃据 (二其)

領要の左るけ於に銃据るた見りよ側右 (甲)



領要の手左るけ於に銃据るた見りよ側左 (乙)[1]



ところす接に掌を銃

伏射の姿勢に在て据銃するには兩肘を支點とし胸を起し左手は概ね立射の通にし右手を以て銃把を稍下より握り床尾鉢を鎖骨に接せぬやうに肩に壓著する、此際注意すべきは銃把の握方が立射膝射と少し違ふここと及据銃したとき左手はなるべく銃の重心下にあるのがよいので

(六十第圖插)

銃据るけ於に射立 (甲)



一一四

銃据るけ於に射膝 (乙)



一一五

(丙) 膝射に於ける据銃





左手を用心鐵の方に摺り下けて銃の重點より著しく後方に左手を置く過失があつてはならぬことである、各姿勢に於ける正しい据銃の景況は挿圖第十六の通である。

照 準

照準の練習は最初射撃の姿勢や据銃の動作ごとに、先づ照準の學理を會

得し正しい照準を見學し、安置してある銃に就て照準することを修得してから射撃姿勢を取つて据銃して照準することを學ぶものである。照準は如何なる場合に在ても精確でなければならぬ、照準を行ふには目標に到る距離に適當する照尺を探り銃を左右に傾くることなく照準線を正しく照準點に向けるものである、照準線とは照門上緣の中央から照星頂を通視する直線を云ひ照準點とは照準線を向くる點である、照門より照星を現はす度は常に一定でなければならぬ、即ち照星頂を照門の中央にして其兩縁ご水平ならしむるもので圖解にすれば次の通である。

水平線

●は表尺脚直下の銃身軸

○は照星頂直下の銃身軸

挿圖第十七

照準の際生じ易き諸種の照準誤差は左の如き結果を來たすものである。
一、照星の顯出過高なるごき（左圖甲）は彈著を高からしめ之に反して過低なるごき（左圖乙）は彈著を低からしむる。



- 二、照星の顯出一侧に偏する
ごき（挿圖第十九）は其偏したる方に彈著が偏する。 挿圖第十九
- 三、銃は右或は左に傾けて照準するごき（挿圖第二十）は彈著は銃の傾きたる方に偏し且弾著が低くなる。

挿圖第二十



銃傾キタルモノ

安定してある銃に就て照準の練習をなすには右眼を床鼻の後方にし頬を床尾に觸ることなく軽く呼吸を止めて行ふものである、而して照準の正否殊に照準が常に一定なるや否やを検査する爲に照準鑑査法を行ふ、之は實際心理學の應用のやうなものである、其方法は銃を臺上に安定しおれから約十米前に白紙を貼り助手は鑑査的（中心に細孔を穿ちたる中裡二箇の黒圓鉛に細竿を附したる）の如き上に現はす、即ち此鑑査的の下際を照準し照準が完成すれば之を報告する、助手は鉛筆を以て鑑査的の中央に印を附けた後鑑査的を少しうかす、照準する者は銃に觸れず出來上つた照準線を崩さぬやう注意しつゝ照準線に従て右、（左）、上、（下）等ご唱へて鑑査的を元の位置に

導き、正しく照準線が其下際に通するやうにし出来上れば良しこ唱へ、助手は更に鉛筆にて中心を記す、此二回の中心の印しは多少隔つて記せるもので其間隔の少い程照準が常に一様な證據である、尙教官は二點の中央に鑑査的の中心が一致するやうに之を置かして照準の正否を検査する、若し二點が著しく隔て居る様の場合には更に一回行ふて三點を以て點検するものである。

照準時間の長きこゝ及不正な照準は固著なる癖となつて中々矯正し難くなるから初めより厳密に良習を養ふこゝが必要である。照準は左眼を閉ぢ右眼で行ふものである、左眼を軽く閉づることの出来ぬ人又は全く左眼を閉づることの不可能の人は左眼瞼下の筋肉を擦り揉みながら閉づることを練習すれば容易に閉ぢらるるやうになるものである、若し練習しても尙左眼を閉づることが出來ず、兩眼を開いた儘右眼で照準の出来る人は夫れでも差支ない。

照準する間は呼吸を止めるものであるが其方法は努むことなしに十分空

氣を吸ひ更に約二、三分程吐き出して呼吸を止めるのである、而して此呼吸を止め息の苦しくならない間に照準を完成することが必要である。据銃して照準するには据銃すると共に左眼を閉ぢ直に銃を照準せんことを點に向け精密に照準する、此とき頭は殆んど自然の位置に保ら床尾を頬に確實に接するのである、此際照門を覗き込む様にして頭を右前方に傾けたり、甚しく頭を右に傾けることは戒めねばならぬ。

光線の具合に因て照準に誤差を生ずることがある、即ち光線上方より照星を照らすときは射手の眼には照星が大きく見え自然照星を低く照門内に視顯はす、こことなる、又側方より照らさるときは照星の光を受くる方のみが大きく見、自然照星頂を反對の方向に偏して照門内に視顯はす、こことなる、曇天、曉暮等照星が明瞭に見えないときは自然之を高く視遠き距離（千米以上）の照尺を探て照準するときは照準線を眼の高さに導く爲照尺度の増加に従ひ漸次右肘を下け床尾鉢の位置を摺り下ぐるを

必要とする、此場合には右手を以てする銃把の握り方も變はり漸次下方より一層確實に握り、左手を退けて用心鐵の方に近づけ體格に因ては恰も膝射の特別の場合に於て左手を起し左掌を内方に向け銃を拇指と食指との間に支ふるこ同様にしても差支ない、然し肩著の具合や左手の保ち方が變らうこも頭は殆んき自然の位置に在るを要する。

擊發

擊發即ち發射の動作は最も微妙なもので之が粗暴であつたらば他の動作は如何に良くとも命中が期せられぬ、最初は照準と同じく据銃せずして之のみを練習するものである。

引鐵の引き締め方は引くこ云ふよりも寧ろ握り締めるこ云ふべきである、引く積で故らに力を加へてはならぬ、此微妙な要領を最も雄辯に説明する次の和歌を紹介する。

引鐵は心で引くな眼で引くな

寒夜に霜の落つるごとに

右の如く徐かに引鐵を操作するには先づ右手を以て銃把の握り方に注意せねばならぬ、即ち食指を除く四指で確かに各指平等に力を加へて握り食指の運動を臂に波及せしめないやうにし、食指は第二節又は第一節の根元を引鐵に鉤け先づ其第一段を壓し次に食指第一第二節を曲げ徐に第二段を壓し寒夜に霜の落つる如き景況を以て無意無識の間に擊發するものである。

据銃して擊發するには据銃して照準を始むるこ同時に引鐵の第一段を壓し次に先に説明した如く呼吸を止め照準點に正しく照準線を向け得たこき發射するやうに漸次引鐵の第二段を引き締むるものである、即ち第二段を引き締むる時間と照準を完成する時間が吻合して毫厘の差があつてはならぬ、之れ射撃術の極意で熟練して此域に達せねばならぬ、之を稱して眼、心、指の一致と云ふ、此眼、心、指の一致が精神の沈着、姿勢の堅確と共に命中を良好ならしむる要素であつて所謂「心で引くな眼で

「引くな」ことある所以である、心と眼で今も思つても引鐵第一段の引き締め方が之に一致して居らず周章てて「がく引」（俗稱）をしては命中せぬ。兎角初心者は照準と撃發動作を一致せしむるところが困難で一方照準に永い時間を費やしながら引き締められず、呼吸が切迫し周章てて引鐵を「がく引」することになり易い。

此様に眼、心、指一致を缺き撃發の好機を得ないときは照準を中止して銃を下ろすがよろしい、然しそうが習慣にならないやうに注意せねばならぬ。撃發の後も雖尙瞬時間撃發の姿勢を保ちて撃發の瞬時に於ける照準線の達したる方向を確認し、次で左眼を開き徐に食指を伸ばして銃を構へる。是れ精神の沈着しないため及姿勢動作の確實でない爲に生ずる過失を豫防し且矯正する爲に有効であるからである。

銃を下ろして後各自の認めた所に由り照準線の達した點を照準點に比較して右、（左）、上、（下）又は右上、（左下）等を報告する若し不明であら

ば不明と報告する、之も撃發を丁寧にして伎倆を進める一手段である。射撃豫行演習に於て据銃、照準及撃發の動作に熟せる者も雖實包射撃にて往々免れざる過失は次の通である。

一、照準が宜しきに適したるとき急劇に引鐵を壓するもの乃ち「がく引」すること。

二、撃發の際右眼を閉ぢ頭を動かすこと或は肩を進むること、所謂肩突をすること。

右の過失は或は撃發の好機を逸せざらんこし或は銃聲に慣れず或は反動に抗せんとする等から偶然犯すもので教官は之が矯正法として實包射撃の時に教官が本人に知らせぬやうに弾丸を抜いて空撃を遣らす時は明に肩突を證明して本人に非を悟らしむるものである。

照尺の用法及照準点の選定

表尺^{へうじゆく}鉢^{はん}を倒したるとき其脚にある照門は三百米に相當する、從て三百

米の照尺を探るには何の操作もいらない、表尺鉢を起したとき其下底の照門は四百米に相當する、四百米の照尺を取るには表尺鉢を起し遊標を全く上に移す、五百米以上では遊標にある照門に由るものであつて五百米の照尺を探るには唯表尺鉢を起した儘でよろしい、六百米以上では夫れ夫れ表尺鉢に刻むである數字に一致する様遊標を上ぐればよい。

六百米以上の照尺を裝するには右手の拇指と食指とを以て遊標の兩端を撮み食指を以て遊標駐鉤を壓し遊標の上縁を正しく表尺鉢上所望の分畫に合せ次で表尺鉢を起すものである、四百米の場合も之に準する、遊標を移す操作を容易ならしむるため左手の拇指及其他の指で表尺鉢を下から少し起すのを便ごする。

照尺を元に復する動作は概ね前と反対順序である。

射撃教範 第六十六
操典第五

目標の中央に弾道を導く如く射撃するには距離其他天候、氣象及各銃固有の癖に從て適當に照尺及照準點を選ばねばならぬ。

執銃各個教練に於て目標を示されて射撃するときは照準點は通常目標の

項十三の末

射撃教範 第十四

下際に選ぶものである、然し他の原因で照準點を修正するを有利と認めたならば、適宜に修正して選ぶべきものである、即ち銃固有の癖（之を稱して躲避又は偏避といふ）に因て弾著が上下右左の孰れかに偏することを知つて居るならば偏避する方向と正反対の方向に同じ量丈命中せしめんとする點より修正することが必要である、空氣の濃淡即ち氣壓及氣温の高低に因り又風向に從て同様の關係の生ずること射撃に關する定説に於て説明した通である。

横方向に動く目標を射撃するには目標の運動に伴ふて照準線を移しつゝ目標の前方を照準するものである、其照準點は距離及目標の速度に依て差があるが其標準は次の通である。

距 離	目標種類	速歩徒歩兵	騎歩徒歩兵	速歩乗馬兵	騎歩乗馬兵
		常歩乘馬兵	常歩乘馬兵	常歩乘馬兵	常歩乘馬兵
二〇〇	未 来	○・四一	○・七〇	一・〇一	一・四五
三〇〇	未 来	○・六七	一・一三	一・六四	二・三五

射撃教範 第六十七

四〇〇	〇・九四	一・五九	二・三一	三・三〇
五〇〇	一・三二	二・一〇	三・〇四	四・三五
六〇〇	一・五五	二・六三	三・八一	五・四五

備考

— 本表は目標の中央より前方を照準すべき尺度を示す —

地形地物を利用して行ふ射撃

戦場には決して鏡の如き平らな所がない、必ず地形としては丘阜河川があり地物としては土地に大小の凸凹があり、耕作物があり、草叢がある、又敵の砲弾等に依て地に大穴が出来れば又故に散兵壕と云ふ壕を掘て地物を作ることがある、此等千差萬別の地形地物を利用して射撃姿勢を堅確にし又左手で銃を支ふる代に地物に銃を依托したならば射撃効力の發揚に最も好都合である、注意すれば眼に留らぬ程の少しの土地の皺でも、一塊の土でも利用は大なる價値があるものである、此

の如く地形地物を利用するこことは兼て敵眼敵弾（火）に對し身を蔽ふの利益を收める、又地形地物の景況に依ては反対に射撃に不便を與へるものもある、是等の不便を取除くことも亦大に練習すべきことである、以上述べたことを約言すれば射撃のため地形地物を利用する目的は主として射撃効力を増進し兼て身體を遮蔽するにある。

戦場で最も廣く應用せらるる射撃姿勢、夫れは孰れである乎——別に説明する迄もなく伏射である、元來伏射の姿勢は基礎的な練習をする場合に在ても次の如き位置を求むるが適當である。

一、腹の所が少しく凹みて、よく腹の落付く所。

二、左肘の位置が右肘の位置より少し高い所。

左右の肘の位置が同じ高さにならぬ理由は両手を以て銃を水平に支すれば左臂は前方に伸ばさるる關係上左肘が右肘より高くなるは自然である從て此兩肘の高低の平均するために左肘の位置は右肘の位置より稍高いことが合理的である。

勢體的的理合めたる射体 (一・十二第圖插)



- 1 腹の位置
- 2 安定貞好
は四みて
- 2 左肘の位
置は右肘を
て統を水
に保つ
- 1 平に便
りに

故に戦場では 1 ハの土地の凸凹でも右の要件に適した所を選びて利用すべきである。

1番利用に都合の良い地形は正規断面の散兵壕である。散兵壕は云ふのは防禦をする場合に我射撃効力を發揚し且敵眼敵火を避くるため土地を掘つて造るものである。即ち兵語で云ふ野戦築城の一部である、散兵壕には立射用のものと膝射用のものとの二種類あるが其利



用利の壕兵散射立 (甲) (二十二第圖插)

用法は下の挿圖第二

十二甲(乙)の通である、乃ち體の保ち方は立射膝射に由て違ふが體の左側又は前面を散兵壕の内面に接し左肘或は兩肘を臂座の上に置き銃を胸牆に托する此場合に於ては左手を前方より右の方に向け拇指と他の四指の間に床尾を挟むで銃を右肩に引き著け右

用利の壕兵散射膝 (乙) (二十二第圖挿)



身伏托候 (三十一第圖挿)



身伏托候 (三十一第圖挿)

一四四

托依の部全臂前左るけ於に射伏（甲）（四十二第圖插）



托依の部半臂前左るけ於に射伏（乙）（四十二第圖插）



毛袋のみの肘もじたに射撃（丙）（四十一第圖插）



手を以て強く銃把を据て射撃するものである、此際注意すべきは銃口に土が入るゝ射撃が出来なくなるから常に射口を地上から約十粁（一握）離して置くことである。

散兵壕を利用して射撃するときは銃に装填するときは體を屈め置れて行ふがよろしい、又散兵壕に據て斜めの方向にある目標に對して射撃するには斜めの度に従て肘の置方銃の支へ方を變へねばならぬ。

伏射の姿勢を取ることきでも散兵壕の胸牆と類似な地物があるならば之を利用して胸牆に依托する同じ方法で射撃するがよい、此姿勢を依托伏射と稱へる。

依托伏射でなくとも力めて左肘を地物に依托する様にするのは有利である。（挿圖第二十四甲乙）又一塊の土と雖も依托物として大なる價値がある。（挿圖第二十四丙）

右又は左に傾いてある斜面上に伏射をせざるを得ぬ場合には低い方の脚を屈めてなるべく全體を水平にするやうに力めねばならぬ、而して右降

り斜面に在ては傾斜が急なれば右肘を地より離して射撃するものが必需なる。(挿圖第二十五、甲乙丙)

射伏るけ於に(きとるな急)面斜り降右 (甲) (五十二第圖挿)



射伏るけ於に(きとるな急)面斜り降右 (乙) (五十二第圖挿)



身伏るけ於に面斜り降左 (丙) (五十二第圖插)



左せ載に踵右を臀て立を尖足右
寸接に鍼心用てしに内を掌は手 (甲) (六十二第圖插)



一、右足尖を立て臀を右踵に載する

1回11

擧身てげ上りよ地を臂 (乙) (六十二第圖插)



二、臂を地より上げる。

三、

兩膝を開いて地に着ける。



並射け著に地を膝兩てに射膝し用利を痕彈 (丙) (六十二第圖插)

1回11

一五三

前を脚兩け著に地を脇
銃据く如の射立し出に (丁) (六十二第圖捕)



四、兩脚を前に出す。

五、臂を地に著け兩膝を立て兩肘を其上に置く

て立を膝兩け著に地を脇
銃射き置に上其を脚兩 (戊) (六十二第圖捕)



一五四

一四六

目標の方向への登り斜面は之を利用して伏射するに好都合であるが降り斜面は誠に都合が悪い、斜面の傾斜が強くなれば伏射を取ることが出来ず、膝射をする外方法がない。

地形、地物を利用する姿勢の數例は前の通である。（挿圖第二十六参照）此等の應用姿勢を取つた場合左手で銃の支へ方は左手の掌を用心鐵に接して内方に向け拇指と他の四指の間に銃を置き（挿圖第二十六甲）或は左肘を左膝より離して立射の如くすること（挿圖第二十六丙）がある。戰場にあら樹木の利用も通常伏射の姿勢を以てすべきものであるが若し立射膝射をなさざるべからざることは左前臂を樹木に托すがよろしい。尙地物の利用に就ては地上の敵に對して目標を小さくする注意が必要であるの外、飛行機の發達せる今日空中に對して身を匿す注意が肝要である、之が爲樹木を利用して其枝に蔽はるる如き最も適當である。

又地形地物の利用に於て射撃を止めて前進する場合を考へて之がため不便であつてならぬ、例へば樹木の狭い股に銃を依託するが如きは不可で

（挿圖第二十七）（甲）立射を以てする樹木の利用



一四七



(七十二第圖 挿)

用利の木樹るすて以を射膝（乙）

ある。

射撃すべき目標の位置に應じて地形地物の利用法も變れば射撃姿勢も亦變はるべきである、例へば高い處にある目標に對しては依託伏射が出來る場合でも、低き處にある目標に對しては膝射をしなければならぬが如きである。

突擊

各個教練に於ける突撃の制式は單簡であるが其精神に於ては射撃と並び立つて最も重大なる意義のあるものである、抑も戰鬪に最後の決を與ふものは唯白兵を振つて敵に強壓を加ふる突撃あるのみである、突撃を主にして考ふれば射撃は突撃を實行し得る距離迄敵に接近するの一手段と見做してよい位、見方に依ては突撃と射撃との間に主客の差が生ずるものである、今より數十年前連發銃が採用せられ其効力の偉大なるに驚異の眼を睜つた時代には射撃（火力）萬能で突撃は殘敵驅逐の一附隨物と

考へられたこゝもあつたが、見事に此思想の誤なるこゝを立證し、常に突撃に依て勝利の榮冠を獲たのは我歴史の誇る日露戰役である。日露戰役は射撃禹能主義の迷夢を醒まして世界の軍事界に大和魂の尊さを基調とする突撃の價值を認めさせた、其後世界大戰にも日露戰役の經驗が示した突撃の價值に變りがないこゝを實證して居る。

突撃は其結果から見て敵の死命を制する價值があるばかりでなく萬難を排して突撃を敢行する氣概があり勇氣に満ちて初めて軍神から勝利の月桂冠を授けらるることが出来るのである。即ち突撃の訓練は形に存せずして其精神に意義を宿すものである、此精神は攻撃精神と名づけらるる操典綱領第四に次の通り述べてある。

攻撃精神ノ鞏固、體力ノ強健及武技ノ熟練ハ歩兵必須ノ要件ナリ抑々歩兵鐵闘ハ頗ル頑強ノ性質ヲ有スルモノナルカ故ニ歩兵ハ剛毅ニシテ忍耐ニ富ミ沈著ニシテ勇敢ナラサルヘカラス勝敗將ニ岐レントシ戰闘慘烈ヲ極ムルトキニ於テ特ニ然リ此時ニ方リテハ敵モ亦既ニ我ト同一若ハ以上ノ苦境ニ在ルヘキヲ以テ

能ク毅然トシテ之ニ堪ヘ奮然トシテ邁カハ遂ニ敵ノ抵抗ヲ破摧スルニ至ルモノトス。

攻撃精神ハ忠君愛國ノ至誠ト獻身殉國ノ大節トヨリ發スル軍人精神ノ精華ナリ武技之ニ依リテ精ヲ致シ教練之ニ依リテ光ヲ放テ戰闘ニ依リテ捷ヲ奏ス蓋シ勝敗ノ數ハ必シモ兵力ノ多寡、裝備ノ優劣ニノミ依ルモノニアラス精練ニシテ且攻撃精神ニ富メル軍隊ハ此等物質的威力ヲ凌駕シテ克ク戰捷ヲ完ウシ得ルモノナリ

攻撃精神の意味は最も能く右の數行に説明せられて居る、吾等の先輩は此精神を發揮して兵數に於て優り、武器に於て精良であつた敵を摧き日露戰役の捷利を收めて絶東の小國をして世界列強の班に列せしめたのである、我帝國は前途凶事たる戰争を想ひ浮べぬ迄も平和の國際競争に幾多の難局を控へて居る、此難局を打破して正しき發展の途を講ずるは此攻撃精神でなければならぬ、又學生生徒諸子が世路の前途に横はつて居る幾多の障礙を除いて成功の道を辿るには此攻撃精神が大切である、攻

撃精神、其名は戦争丈に固有の感想を與へぬでもないが平易に云へば敵然トシテ吾行カンの氣魄である負ケン魂である教練は此魂を磨く良い礪であり、突撃の練習は其好試練である。

突撃の價值ミタツ之が訓練の意義は右述べた通であるから其實施上、猛烈果敢の意氣込が容に現はれ敵を壓倒するの氣勢が溢るる如くあらねばならぬ、突撃をするには著剣の後「突撃に」の豫令で右手を以て木被の所を握り銃口を上にして確實に銃を提げ左手を以て剣鞘を握る、動令にて駆歩スル同要領で前進し突入の稍前に両手を以て銃を持ち敵を突く用意をして「突込め」の號令に従ひ喊聲を發し敵に向ひ突入、格闘する、而して演習に於ては格闘に先だち「止れ」の號令に従て停止して敵を突く構をする、射撃をして居るミキ突撃の號令があれば豫令で銃を安全裝置にし動令で銃を提げ前進する。

部隊教練

通説

教練教材の配當ミタツとして部隊教練は分隊教練、小隊教練、中隊教練の三つに分れ更に高等學校及同程度では簡易な大隊教練を行ひ得ることになつて居る。

操典では部隊教練は中隊、大隊、聯隊及旅團の教練に大別せられ、中隊教練は直接戰闘の演練をする疎開の教練に限て分隊、小隊、中隊の階梯を追ふて述べてあるが、密集教練は中隊本位の一本に述べて、唯中隊密集教練の準備ミタツとして分隊小隊を以てする密集教練が認められてある、其理由は中隊成立の本義に基いて之に適するやうに訓練するに存する。抑々歩兵の一中隊は通常一大尉の指揮する最大限二百人内外の人數から成り立てる、此位の人数であれば中隊長が各人の氏名ミタツ容貌ミタツ、統御

上最も大切な各人の性質や其他身上のことこを一々十分に覚えることが出来る、又昔は中隊を二列の横隊に列べたとき中央前に立つて指揮する中隊長が各人の面貌を一々見判けて一番端に居る者も何の誰云ふことが判り指揮上便利させられて居つた、中隊成立の根本が此の如きものであるから中隊は平時の教育と戦時の統率とを問はず軍隊成立上基礎の單位である、從て平時兵營の建方も中隊毎に一團となるやうにしてあれば、日常の業務悉く中隊を單位として實施して居り、之を家庭に譬ふれば中隊長を戸主とする一戸の世帯である、又戦時になれば召集せられた在郷軍人は元育てられた中隊の家庭に還て戦時の中隊を作り上げ、出征した後も戦闘は固より行軍宿營の日常業務より搜索警戒の勤務も亦中隊を單位として行ひ死生を共にする團結せる家庭として護國の任を盡すのである。殊に中隊は戦闘の單位として中隊長を中心として志氣結合の基礎でなければならぬ、從て中隊教練に於ては如何なる場合に在ても、中隊長の意圖に従ひ、衆心一致能く攻撃精神を發揚し、歩兵戦闘の慘烈なる状態にある。

堪へ克ち、其精神的團結を保ちて戦闘を實行し得る如く練成することを主眼としてある、勿論中隊は小隊、分隊等に小別けをするけれども、之れは中隊長が指揮統御上の便宜に依るもので、飽く迄中隊を組成する各分子は精神上中隊長に強き紐を以て結び付けられて居らねばならず、中隊長ご各分子は靈氣相通じて鐵火も燐かし難き一團塊を作り上げて居らねばならぬ、之れ操典では一致團結の精神的訓練を主とする密集教練を中隊本位の一章に書き上げ、戦闘のため中隊内分隊、小隊個々の活動を必要とする場合に應する如く疎開の部は分隊小隊に書き別けてあるのである。

右に述べた所は軍隊に於ける中隊成立の説明であり、又操典の解説である、學校に於ける部隊教練に於ても此精神は共通でなければならぬけれども形に於ては趣を異にする所がある、之れ部隊教練を分隊、小隊、中隊の三つに區別せられて居る所以である。

凡そ小より大に及ぼし易より難に入るは何事によらず物事を修むる要道

である、之れ操典にも「中隊密集教練ヲ準備シ且分隊、小隊固有ノ團結力ヲ鞏固ナラシムル爲中隊密集教練ノ規定ニ從ヒ分隊、小隊ヲ以テ教練ヲ行フベシ」ニ述べられてある所以である、況んや學校に於ては軍隊ごと異り中隊に比較すべき單位がない、若し學年や學級の區別が夫れに相當するものであるとしても、人員の關係が中隊を以て教練することを許さぬ場合も多い、且教練の重要な目的の一たる協同一致の精神を養ふには必しも人員の多い中隊を以てせずとも小隊又は分隊の教練に於ても心を茲に置て行へば軍隊に於ける中隊教練ご同一の效果を收めることが出来る、此關係は軍隊教育の爲には各個教練は執銃を本則としてあるが學校の教練に於ては徒手各個教練を重要視してあるのと同一である、從て分隊教練、小隊教練共に學校に於ける教練の目的上最も嚴正に行ひ熟達の域に達せねばならぬ。

部隊教練ごなつても列兵ごとしての各個の動作は各個教練に於けるご全く同じであつて整齊確實に行はねばならぬ、然るに部隊教練になるご他人

に準ふるする依頼心ご動作もすれば他人に紛れるから少々さうでもご云ふ無責任な心が崩し、各個の動作が粗雑ごなり不確實に流るる弊に陥り易い、從て所謂責任觀念の發露ご自主自立、人が見て居るが居るまいが行爲に變はないご云ふ公明正大の心を以て各個教練に於て修得した動作を最も厳格に實施せねばならぬ、斯くてこそ將來の紳士ごとして俯仰天地に恥ぢざる人格者たり得るのである。

本題に入るに先ちて若干の用語に就て説明して置く。

一、密集・疎開及散開 密集は字義の如く密に集まるごで多數の人員が小さい距離(前後の隔)間隔(左右の隔)を以て比較的狭い地域に團まつて居ることである。

疎開ご散開ごは共に密集の反対で比較的廣い地域に散らばることである、疎開ご散開ごは似寄た義を有するが次の區別がある。

疎開ごは前後左右に平面的に散り擴がる意味である。

散開ごは唯左右に線状に散り擴がる意味である。

疎開は廣き範圍に用ひられ例へば或る戰況上中隊が密集を解いたならば小隊以下が密集して居つても疎開と認めらる類であるに反し散開は其適用の範圍狭く分隊に於てのみ使用せらるる詞である、疎開散開の用語に關する歴史的意味は後に述ぶる所で判るであろう。

- 二、展開 語原は卷物を解き擴げる意味であるが、今日に於ては運動に用ひた縦長い隊形から戰闘に都合のよい如く、横廣い隊形に移る意味に用ふる、此辭は中隊以上にのみ適用せられ、小隊に於て展開に相當する詞は火線構成と稱し、分隊に於ては散開が展開に相當する動作である、中隊、小隊、分隊に就て夫れ夫れ必要の事項は後に詳述する。
- 三、接敵運動 敵火を被むるか又は敵火を被むる虞あるときには未だ射撃を開かず、搜索警戒を嚴にし敵火の損害を避くる隊形を以て運動することである。

- 四、火戦及火線 火戦とは彼我射撃を交換して戰闘することである、火線とは射撃をなす第一線部隊を云ひ小隊に於て此詞を用ふる。
- 五、突撃 狹義の意味と廣義の意味がある、狹義では銃剣を揮ふ接戦を意味するが廣義では敵に突入後銃剣を揮ふこゝも射撃をなすこゝも近接戦闘の全部を意味する。

編 成

凡そ團體を組織し部隊を形作るには編成が第一である、編成と云ふ詞は歐洲の各國語共に Organisation と云ふ詞を用ふるが、共に組織統制の意味である、東洋に於ても孫子は已に數千年前用兵の要諦として編成に就て述べて居る、曰く「治衆如治寡分數是也」この分數と云ふことは五人を一組として伍と云ひ、二伍を組合はせて什と云ひ、更に百人を合せたものを卒と云ふ、各々長を定むる等の如きである、實に大勢の人を集め規律正しく節制の下に協同一致の働くさせるには之を適當の人數に

分ち各統制の責任を負ふ指揮者を置き指揮の系統を定むることは單に軍事上に限らず、總てに共通する大原則である。操典に定めてある編成の要領に従ひ之を學校の教練に適するやうに述べれば次の通である。

一、中隊は之を三小隊に分ち小隊長を置く、小隊は中隊内に於て第一乃至第三の番號を附ける(小隊長は軍隊に在ては中少尉とす)

人員三等分すべからざることきは第三小隊に一人を減し次に第二小隊に一人を減する。

右の區分をなすこときは各小隊の能力を成るべく平均する注意が必要である。

二、小隊は概ね身幹の順序に従ひ前後二列に排列して横隊を作る、而して其前後に立ちたる二人を伍と謂ふ、人員奇數なることきは、左翼の第二列を缺く之を缺伍と謂ふ。

後列の者は前列の者の背(背嚢を負ふこときは背嚢)より胸までに八

十五粩（約一步三一握）の距離を取りて正しく前列の者に重り同方向に位置する。

各人の間隔は左手を腰に當て肘を側方に張りたることき輕く左隣者の右臂に觸るるを度とする。

小隊の各伍は第一列に於て右より左に番號を附ける、而して之を小隊の正面と稱する。

三、小隊は中隊長の定むる所に従ひ二乃至六分隊に分つ。

一分隊の人員は四乃至六伍にして其外に分隊長を設く分隊は小隊内に於て右翼より順序に番號を附す(分隊長は軍隊に在ては軍曹伍長とす)

小隊の兩翼に各々の其翼分隊長を置く、他の分隊長は分隊の中央伍に重り後列より二歩の所に位置する、之を押伍と謂ふ。

密集教練と疎開教練

且指揮官ごとしても之が掌握が容易なものである、從て昔單に刀槍を以て戦つた時代には皆密集隊形を以て進止し勝敗を争ふるものである、其後銃、砲等の火器が採用せられ然も其威力が倍々熾になつてから密集隊形では敵火による損傷が多く戦闘の爲不利となつたから、各人の間隔を開いた所謂散開隊形を採用することとなつた、所が世界大戦の結果兵器が倍々發達し重軽機関銃各種の火砲、戰車、毒瓦斯等の新兵器が現はれ、散開隊形でも不利を感じて横にも縦にも間隔距離を大に開き、各級の指揮官は勿論兵卒にも最も自由なる獨斷専行を許し、一々指揮官の指圖を待つことなく各人が全智全能を揮て戦闘すべき疎開隊形を採用することとなつた、然し密集隊形の團結力維持及指揮掌握に便利なことは利益たるを失はないから敵火の效力甚しからざる所に在ては成るべく此隊形を以て停止し、運動するが良ろしい、特に夜間に在ては此隊形の害とする所が著しく減じ、此隊形の利益とする所は暗中に於て最も必要なことであるから、現今でも夜間の戦闘は此隊形を以てすることが多い。

密集隊形を以てする教練は即ち密集教練と稱せらるるが此教練の目的は一つは戦場に於て實用に供する爲もあるが主眼點は部隊の團結を鞏固にし號令に従ひ各種の隊形を以て確實に規定の動作を實施し以て規律節制を練り協同一致の美德を涵養し嚴肅の氣分と衆心一致の壯快味を味ふに有る。而して密集教練の極致は一令の下水火も尙辭せざるの域に達するにある。

疎開隊形を以てする戦闘法は現今に於ける歩兵の主要なる方式であつて其本旨とする所は敵火の效力を殺ぐことは次として主たるもののは我火力及突撃力を遺憾なく發揚するにある、此方式では横にも縦にも廣く分散して戦闘するのであるから指揮官としては其思ふ如く隊を動かすことが困難である、從て其部下の各幹部各列兵は各自のなすべき責務を十分に理解し能く上級者の意圖を知て、各々其全智全能を揮て互に適切なる協同動作をなし機宜に適する獨斷専行をしなければ、到底戦闘の目的を達成して勝利の榮冠を戴くことが出來ぬ、疎開戦闘法の演練は即ち疎開教

練と稱へらるるものである。此疎開教練の目的は軍隊に在ては戦闘法の訓練として精神、伎倆共に卓越せる戦闘兵を作ることを主眼として行はるるけれども學校の教練に於ては形は別として此戦闘法實行に要する精神的要素の鍛錬にあらねばならぬ。

人誰か其生命を惜まぬものがあろうか、剣電彈雨指揮官を喪ひ戦友相次で仆れ危険身に逼るとき、毅然として自己の責務の前に一己の身命を忘れしむるものは何であろう乎、報國の赤誠殉節の大義と名を尚ひ耻を恐るる良心の呵責に外ならぬ、昔密集戰法の時代には縱ひ卑怯の者でも指揮官の威光を藉りて之を水火に投じ得た、密集隊形に於ける押伍なるものは其當時幹部が隊列の後方から後れる者を推進する意味を以て置かれたものであるが、今日では其用途を失して僅かに歴史的遺物として形を存して居る丈である、散開戦闘の時代には尙指揮官の音聲を以て一進一止を令し少くも指揮官自らは活眼を以て部下全部の動作を監視することが出來たが、疎開戦法を採用する今日の戦場に於ては最早號令を以て部

隊の進止を律することは不可能である、指揮官の活眼も僅かに附近に居る數人を監視するに足るのみである、卑怯の人間は指揮官の監視を免れ戦友の眼に蔽はれ其身を匿すに難くないのである、指揮官の指揮は行届かず何人も自分を見て居らないのに危險悲慘の裡に人間の本能を捨て、敢然として國民としての戰場に於ける義務を盡すのは一として尊皇愛國の赤心と小我を捨てて大義に就く責任觀念の振起に由るの外はない、固より教練に於て眞に此の如き情況を演ずることは不可能であるけれども心を茲に捨て從事するならば平時に於ても大事に際して動せぬ大節を養ふことが出来る。又疎開戦法に於ては全局の目的を達成する爲には一々指揮官の指圖を待つことなく全智全能を揮つて獨斷專行をなし機宜に適する如く自發的に行動するのであるから甚だ興味があり、不知不識の間に注意心判断力及機敏性を養ふことが出来、又服従と獨斷專行との間に存在する機微の消息を體得することが出来る。

要務令綱領第三に「命令ノ實施ニハ獨斷ヲ要スル場合歟カラス是レ兵載ノ事タ

ル其變遷測リ難キモノアレハナリ故ニ受合者ハ常ニ發令者ノ意圖ヲ付度シ大局ヲ明察シテ情況ノ變化ニ應シ自ラ其目的ヲ達シ得ヘキ最良ノ方法ヲ選ヒ獨新專行以テ機會ニ授セサルヘカラス」ニある、疎開教練に於ては各部隊各人相互の協同動作の演練が最も重要な意義をなすものであるが此協同動作の趣旨に就て操典綱領第六に「協同一致ハ戰闘ノ目的ヲ達スル爲最モ重要ナルモノニシテ命令ヲ以テスルノ外各人ノ獨斷專行ニ待ツモノトス蓋シ兵種ヲ論セス指揮官タルト兵卒タルトヲ問ハス各々自己ノ任務ノ遂行ニ努力スルハ即チ協同一致ノ趣旨ニ合スルモノニシテ戰況ノ變化ニ應スル驅機ノ手段ハ一一各人ノ獨斷ニ待タサルヘカラス而シテ獨斷專行ハ必ス軍人精神ヲ基礎トスル公義心ニ出テ時トシテハ自ラ任シテ友軍ノ犠牲トナルノ覺悟アルヲ要ス、抑々獨斷專行ハ其精神ニ於テ服從ト相離ルモノニアラス常ニ上級指揮官ノ意圖ヲ付度シ其範圍ニ於テスヘキモノコトアリ此場合ニ於テハ戰闘全局ノ利害ヲ判断シ適宣決心ヲ斷行スヘシ」ニある、要務令綱領第四にも協同動作を基礎とする服従ニ獨斷專行の關係に就て上述ニ同様の意味を述べて操典綱領第六ニ相照應して居る、別に説明を

加へずこも以上の引證に依て服従ニ獨斷專行の關係が明瞭であらう、此兩者の機微な消息は兵事に限るまい、公人ニし私人ニし國民生活に家庭生活に吾人處世道の一端ではあるまい乎、繰返へして謂ふ、學校に於ける教練、形は戰闘法の演練に在ても其振作は國民道德の振興に外ならぬ。

先年疎開戰法の採否か我兵學界に論議せられた際責任觀念の乏しい我國民性の缺陷から之が採用の結果を危むだ論者も少くなかつたが學生生徒諸子が熱誠なる教練の實施に依て疎開戰法の眞精神を體得せられたならば此等論者の憂も眞の杞憂ニなつて、我國民は國際場裡に大手を振つて濶歩が出來るであろう、要するに密集教練及疎開教練兩者齊しく其窮極の目的は國民資質の向上にあるが形の異なる如く各體得すべき事項の趣を異にする點がある、教練に從事する間能く其理由を諒解して居つたならば自己の好むニ好まさるより熱心の度に差がある如きここは起るま

分隊 教練

密 集

分隊の密集教練に於ては小隊の編成に準じ兩翼分隊長に相當する者を分隊の兩翼に置く之を嚮導と通稱する。又一分隊の人員は操典の規定と異り六伍以上のこゝもある。分隊の隊形は次の通である。

一、横隊 通常二列時として一列、各人の距離間隔は中隊の編成で述べた通である、單に横隊と云へば二列横隊を意味する。

二、側面縱隊 橫隊を側面に向けたと同じ隊形で一列、二列、四列に並ぶ、各人の距離、間隔は横隊で右(左)向したと同一關係にあればよい。

横隊は整列及運動に用ふる、側面縱隊は主として運動に用ひ特に一列側面縱隊は戰場に於て用ひられ、四列側面縱隊は行軍に用ひらるる、横隊

横隊及側面縱隊の用途

集合 及 解散

集合の爲には分隊長は次の號令を下す。

集れ

は分隊長の指揮掌握に便であり、側面縱隊は行進が容易で戰場に於て地形を利用するに適する、横隊及側面縱隊の用途は各々此特徴に由て定つて居るのである。

若し横隊以外の隊形に集合するには「集れ」の號令を下す前に取るべき隊形を指示する、例へば「一列側面縱隊に集れ」と云ふが如きである。集合したならば各人は儼然たる不動の姿勢を取り泰山の如き隊容を顯はし團結鞏固に出來上らねばならぬ。

隊列を解き解散するには分隊長は次の號令を下す。

十五 操典 第百

十六 操典 第百